

# 経済産業省支援策等について

## ～令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案等～

現時点で公募要領等が公表されておらず、検討中の内容も多くあります。  
申請の際には、必ず最新の情報をご確認ください。

令和6年3月  
関東経済産業局  
地域振興課

# 本日の紹介施策一覧

## 1. 中堅企業支援政策

- ① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（R5補正）
- ② 賃上げ税制、地域未来投資促進税制、グループ化税制（R6税制）
- ③ 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（R6当初）

## 2. 補助金関係

- ① 中小企業省力化投資補助事業（R5補正）
- ② ものづくり補助金（R5補正）
- ③ 持続化補助金（R5補正）
- ④ IT導入補助金（R5補正）
- ⑤ 事業承継・引継ぎ補助金（R5補正）

# 本日のご紹介施策一覧

## 3. 省エネ関係

- ① 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（R5補正）
- ② 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（R5補正）

## 4. その他

- ① 高等教育機関における共同講座創造支援事業（R5補正）
- ② 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（R6当初）
- ③ 物流効率化に向けた先進的な実証事業（R5補正）
- ④ 万博関連で活用可能なメニューについて（情報提供）
- ⑤ 地域経済分析システム「RESAS」について（情報提供）

# 本日のご紹介施策一覧

NOW!

## 1. 中堅企業支援政策

- ① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（R5補正）
- ② 賃上げ税制、地域未来投資促進税制、グループ化税制（R6税制）
- ③ 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（R6当初）

## 2. 補助金関係

- ① 中小企業省力化投資補助事業（R5補正）
- ② ものづくり補助金（R5補正）
- ③ 持続化補助金（R5補正）
- ④ IT導入補助金（R5補正）
- ⑤ 事業承継・引継ぎ補助金（R5補正）

# 中堅企業政策 3つの対策の創設

- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の国内投資を強力に後押しする。
- 経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。

## 大企業

- 約1,300者
- 平均給与 582万円
- 地方圏 31%

従業員数  
2,000人

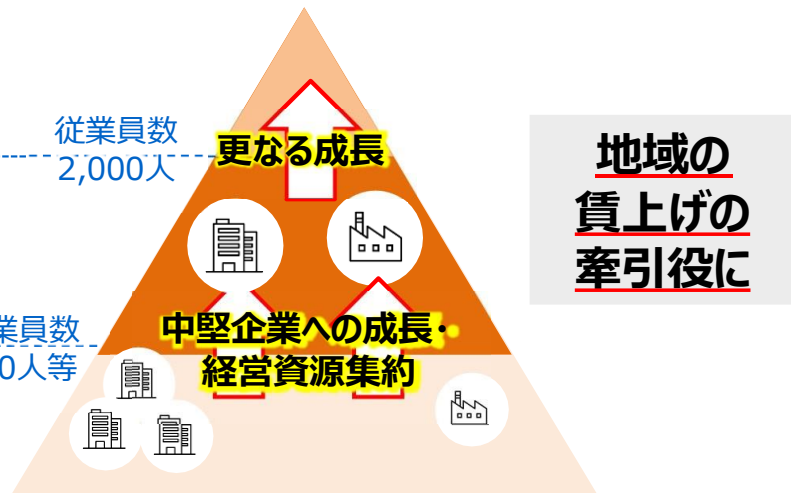
## 中堅企業

- 約9,800者
- 平均給与 539万円
- 地方圏 41%

従業員数  
300人等

## 中小企業

- 約360万者
- 平均給与 414万円
- 地方圏 62%



## 中堅元年『3つの対策』の創設

### ① 賃上げ原資確保のための省力化等の大規模成長投資支援の創設

- 補正予算（経済対策）で3年3,000億円
- 地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設（税額控除率の引き上げ）

### ② 賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設

- 大企業向け税制よりも、賃上げ率4%に対する税額控除率を引き上げる等、措置を強化

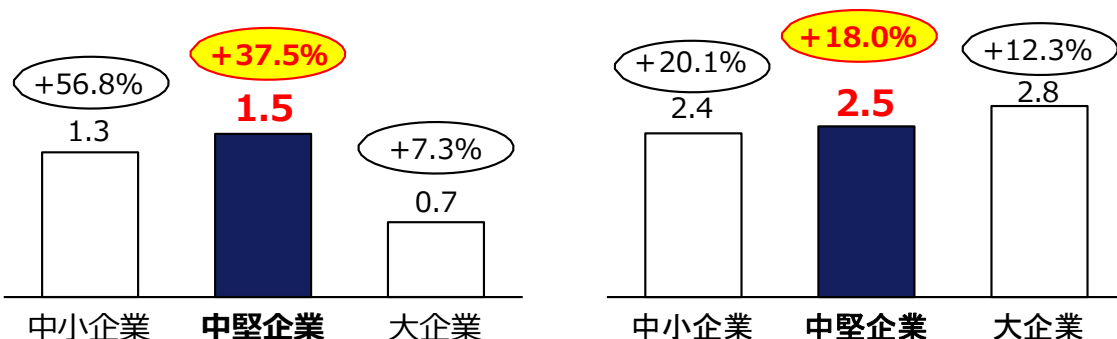
### ③ 経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設

- 中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を複数回M&A（グループ化）を行う場合に税制面のインセンティブを付与

## 中小・中堅・大企業の10年間での伸び額・率

設備投資額（兆円）

給与総額（兆円）



# ① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

## 事業の内容

### 事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

### 事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

## 成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

# 中堅・中小企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

## 概要資料

令和6年2月20日

中堅・中小成長投資補助金事務局

- ※ 本資料の内容は、令和6年2月20日現在の情報であり、詳細は公募開始時（3月上旬予定）に公表される公募要領に記載いたします。
- ※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募開始時に事務局が開設するコールセンターにて対応させていただく予定ですので、今しばらくお待ちください。コールセンター開設までの間、本事業の制度内容等に関するご質問については、質問受付フォームにて受付いたします。当該フォームに送付いただいたご質問のうち、よくあるご質問については、今後公表する公募要領やQ&A等を通じてご回答いたします。

【質問受付フォームURL】<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

# 目次

1. 事業概要
2. 補助事業のポイント
3. 補助対象経費
4. 事業スキーム
5. 事業計画・審査のポイント
6. スケジュール
7. よくあるご質問



# 1. 事業概要

- 中堅・中小企業が、**持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助**を行います。

項目	内容
1 補助対象者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
2 補助対象要件	① 投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じ、補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
3 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限り。なお、土地代は対象外です。
4 補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
5 事業期間	交付決定日から3年以内（補助事業終了後の賃上げのフォローアップは3事業年度分） ※事業期間は、最長で2026年12月までとする予定です。
6 予算額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円

# (参考) 補助対象者について (みなし大企業)

- 中堅・中小企業であっても、下記に該当する事業者については、大企業とみなして補助対象外とします。

## みなし大企業の要件について

---

次のいずれかに該当する中堅・中小企業

※大企業：常時使用する従業員数が2,000人超の会社等

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人
- ⑤ ①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

# (参考) 補助対象者について (会社・個人以外の法人)

- 会社・個人以外の法人について、大規模投資による生産性向上や事業規模の拡大を通じた賃上げの実現といった政策目的に沿った補助事業であり、その補助事業が収益事業に関する内容である場合、以下の法人等については補助対象となり得ます。

## 会社・個人以外で補助対象となり得る法人

---

常時使用する従業員数が2,000人以下の下記の法人

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④ 商工組合・連合会
- ⑤ 水産加工業協同組合・連合会
- ⑥ 技術研究組合
- ⑦ 商店街振興組合・連合会
- ⑧ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ⑨ 酒造組合・連合会・中央会
- ⑩ 酒販組合・連合会・中央会
- ⑪ 内航海運組合・連合会
- ⑫ 法人税法別表第2に該当する者（一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人など）
- ⑬ 農事組合法人
- ⑭ 労働者共同組合
- ⑮ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（特定非営利活動法人（NPO法人）等）

※上記以外の団体に加え、法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業（社会福祉法人においては公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなす）を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象外です。

## 2. 補助事業のポイント

項目	ポイント
	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>10億円以上</b>（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）<ul style="list-style-type: none"><li>※ 投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要となります。</li></ul></li></ul>
	<p>&lt;共同申請（コンソーシアム形式）の場合&gt;</p>
1 投資額	<ul style="list-style-type: none"><li>① コンソーシアム参加者の中で、<b>投資額5億円以上（外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含むこと</b></li><li>② <b>連携による一体的な大規模投資</b>を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する<b>連携計画の策定</b><ul style="list-style-type: none"><li>※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることはできますが、大企業は補助金の対象外となります。</li></ul></li></ul>
2 賃上げ	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる<b>従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均成長率以上</b><ul style="list-style-type: none"><li>※ 補助事業の終了日を含む事業年度における数値と比較します。なお、新事業の場合など、基準となる対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合、会社全体の数値と比較します。</li><li>※ 持続的な賃上げを実現するため、<b>補助金の申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます</b>（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない）。なお、補助事業の実施に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを求めます。</li><li>※ <b>コンソーシアム形式では、全ての参加者がそれぞれ賃上げの要件を満たすことが必要</b>です。</li><li>※ 補助事業に関わる取引先（設備会社等）への適切な労務費の価格転嫁を図るため、本事業の実施においては、公正取引委員会の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」*の遵守を求めます。補助金の採択後から賃上げのフォローアップ期間中に指針に遵守していないことが明らかとなった場合、交付決定の取り消し・補助金の返還を求める場合があります。</li></ul></li></ul>
3 経営力	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ <b>企業全体における成長ビジョン（長期経営計画）を含めた事業計画の策定</b><ul style="list-style-type: none"><li>※ 持続的な賃上げの実現には、補助金を活用した事業セグメントの成長のみならず、補助事業を通じて企業自身（経営全体）の持続的な成長につながっていくことが重要であることに鑑み、成長ビジョンの中での補助事業の位置付けや補助事業が企業自身の成長にどのようにつながるかについて、投資判断に必要な「経営力」の観点から、策定された事業計画や外部有識者へのプレゼン審査を通じて確認します。</li></ul></li></ul>

\*公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>）

# (参考) 賃上げ要件の基準値について

## 都道府県別の直近5年間の最低賃金の年平均成長率

都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率	都道府県	年平均成長率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	(参考) 全国平均	3.0%

※補助事業を実施する都道府県の年平均成長率（複利計算）を基準値といたします

### 3. 補助対象経費

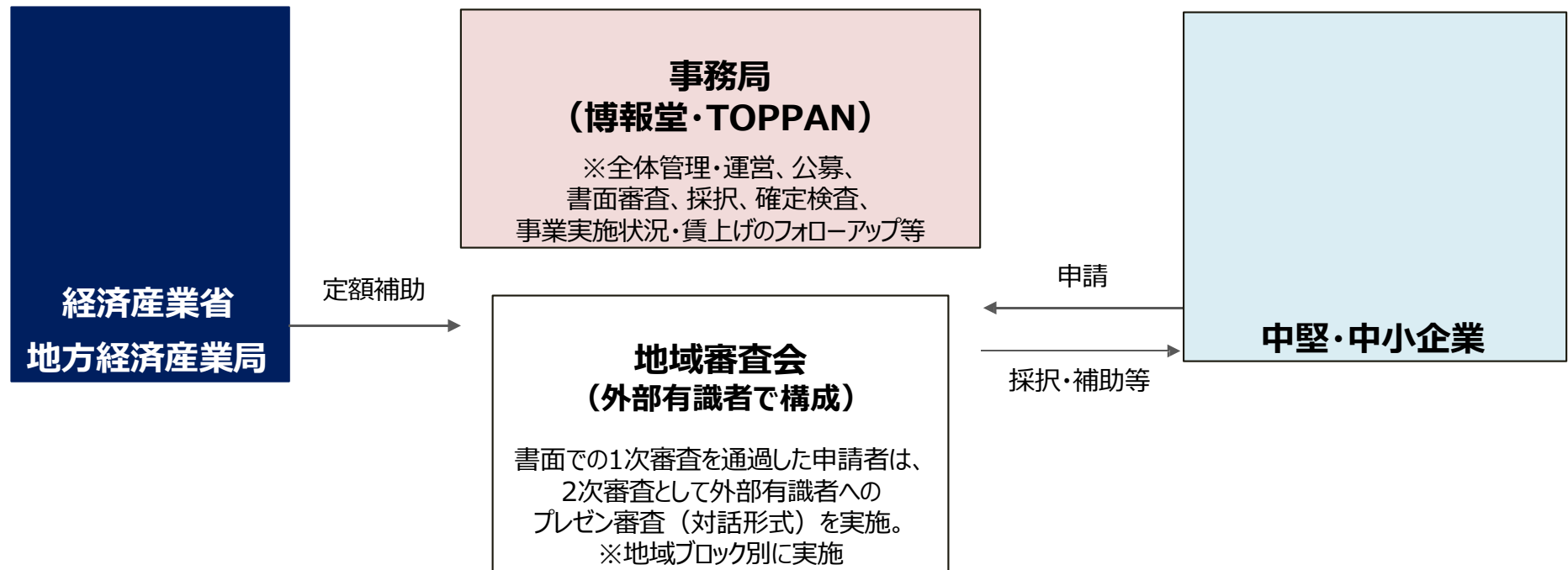
項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費	建物の単なる購入や賃貸は対象外。また、生産設備等の導入に必要なものに限り、「土地」は補助対象外。 建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物費に含めるが、「構築物」は補助対象外。
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象であり、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外。 機械装置と切り離すことのできない付帯工事は原則として機械装置費に含める。
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費 ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※上限は、1～3の合計経費未満	本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象。応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の併用は不可とします。併用していることを確認した場合、当該対象の経費に関する補助金の交付決定の取消・補助金の返還を求めます。

※上記以外にも補助金の対象外となる場合があります。詳細は公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。

## 4. 事業スキーム

- 経済産業省から補助を受けた事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、補助、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



**【注意】**事務局への申請等は全て電子申請となり、**申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要**です。GビズID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。**アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。**



GビズID  
ホームページ



## 5. 事業計画・審査のポイント

- 採択に当たっては、下記のポイントを中心に、提出いただく事業計画書及び申請者（経営者等）によるプレゼンに基づき審査を行います。

1

### 経営力

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながるが見込まれるか。
  - 長期ビジョン（社会への価値提供の目指す姿等）
  - 外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略（市場動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む）等）
  - 成果目標・経営管理体制（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況等）

2

### 先進性・成長性

- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、自社の優位性が確保できる差別化された取組か。
- 補助事業により、労働生産性の抜本的な向上が図られ、当該事業における人手不足の状況が改善される取組か。
- 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。

3

### 地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、地域への波及効果が見込まれる取組か。
- リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。（主にコンソーシアム形式の場合を想定）

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点を行います。

4

### 大規模投資・費用対効果

- 企業規模（収益規模）に応じたリスクをとった大規模成長投資であるか。
- 補助金額に対して、生み出される付加価値額や売上高・賃金の増加分が相対的に大きな取組か。
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、企業の行動変容が示されているか。

5

### 実現可能性

- 政策目的に合致した取組であり、かつ、補助事業に必要な資金・体制等が十分に確保されているか。
- 補助事業の事業化に向けた課題設定・解決方法・スケジュールが適正に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無を検証できているか。

※上記は、変更となる場合があります。詳細は、公募開始時に公表する公募要領をご参照ください。



## 6. スケジュール

- 2月20日 : 概要資料の公表（本資料）  
本事業に関する質問の募集開始

本事業に関する個別のお問い合わせについては、公募開始時に事務局が開設するコールセンターにてご対応させていただきます。コールセンター開設までの間、本事業の制度内容等に関するご質問については、下記の質問受付フォームにて受付いたします。当該フォームに送付いただいたご質問のうち、よくあるご質問については、今後公表する公募要領やQ&A等を通じてご回答いたします。

【質問受付フォームURL】<https://seichotoushihojo.f-form.com/questionnaire>

- 3月上旬 : 1次公募 開始  
事務局コールセンター開設
- 4～5月頃 : 1次公募 締切
- 5～6月頃 : 審査
- 6～7月頃 : 採択発表（以降順次、交付決定）

**【注意】**スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。  
最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

## 7. よくあるご質問（1/2）

### **Q1. 2次公募の予定はありますか。**

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

### **Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人であり、中小企業基本法における中小企業者の定義に該当しますが、補助対象者の要件に該当しますか。**

A2. 本事業では、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としているため対象外です。

### **Q3. 同じ事業者が複数回応募することは可能でしょうか。**

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次公募でさらに採択を受けることはできません。

### **Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。**

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。詳細は公募開始時に公表する公募要領に規定します。

### **Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。**

A5. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

### **Q6. 複数の地域で投資を行う場合も対象になりますか。また、対象になる場合、賃上げの要件に適用される基準値はどのように設定されるのでしょうか。**

A6. 補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象となります。その場合、賃上げ要件については、事業実施場所ごとの基準値を適用しますので、事業実施場所ごとに賃上げ率を設定していただきます。

## 7. よくあるご質問（2/2）

### **Q7. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。**

A7. 機械装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

また、ファイナンス・リース取引に限り、補助事業者がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件として、リース会社と共同申請をする場合には、機械装置やソフトウェアの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。この場合、リース会社に対しては投資額・賃上げ要件等の適用は求めません。

### **Q8. 補助金の概算払いは可能ですか。**

A8. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。

### **Q9. 審査はどのように行われるのでしょうか。**

A9. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した申請者は、2次審査として経営支援等を行う外部有識者に対するプレゼン審査（対話形式）を行います。当該審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を行った事業者を採択します。事業計画・審査のポイントについては、10ページ目をご参照ください。

### **Q10. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。**

A10. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均成長率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。

年平均成長率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の1人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均成長率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（3事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。

## ② 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

令和6年度税制改正

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業  
※1

継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍  プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%					
+7%	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業  
※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	両立支援 ・ 女性活躍  プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
+4%	25%					

中小企業  
※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 ・ 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
+2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



# 賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

## 賃上げ促進税制を強化！

### 【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

### 【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

#### 必須要件（賃上げ要件）

#### 上乗せ要件①

教育訓練費※2

#### 上乗せ要件②（新設）

子育てとの両立・女性活躍支援

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※3

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5%（新設）	20%
+ 7%（新設）	25%

前年度比+10%  
⇒ 税額控除率を  
5%上乗せ

プラチナくるみ  
or  
プラチナえるぼし  
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

大企業向け

中堅企業向け（新設）

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※4  
(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比+10%  
⇒ 税額控除率を  
5%上乗せ

プラチナくるみ  
or  
えるぼし三段階目以上  
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業向け

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比+5%  
⇒ 税額控除率を  
10%上乗せ

くるみ以上  
or  
えるぼし二段階目以上  
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※5（新設）

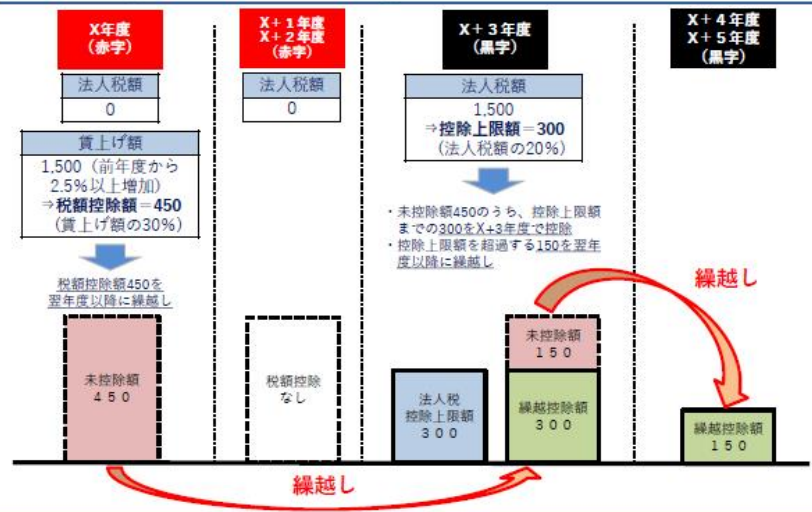
- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の前年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※3 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが必要。それ以外の企業は不要。資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※4 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（右記QRコード）に公表します。

## 繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**となりました。



## 用語の説明

- ・給与等支給額 国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された資金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、採用業務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（賃金、給料、賞金、歳費、賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。
- ・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】 継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用関係の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。
- ・教育訓練費 国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。
- ・子育てとの両立・女性活躍支援 プラチナくるみ認定・くるみ認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。

- ・中小企業者等 【中小企業向け】 青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。  
(1) 以下のいずれかに該当する法人  
(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)  
① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
ただし、以下の法人は対象外  
・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人  
・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人  
② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人  
(2) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）  
※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和6年5月頃を目途にHP（表面QRコード）に公表します。

## ② 地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

### 改正内容

※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
	<b>【現行の上乗せ要件】</b> <b>下記①を満たした上で、②または③を満たす</b> ① 労働生産性の伸び率 <b>5%*2</b> 以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
	<b>【中堅企業枠】</b> <b>上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす</b> <b>イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業</b> <b>ロ：設備投資額が10億円以上であること</b> <b>ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること</b>	特別償却50% 又は <b>税額控除6%</b>
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

### 賃金水準・成長意欲が高い中堅企業\*3

#### 1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

#### 2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

#### 3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

#### 4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

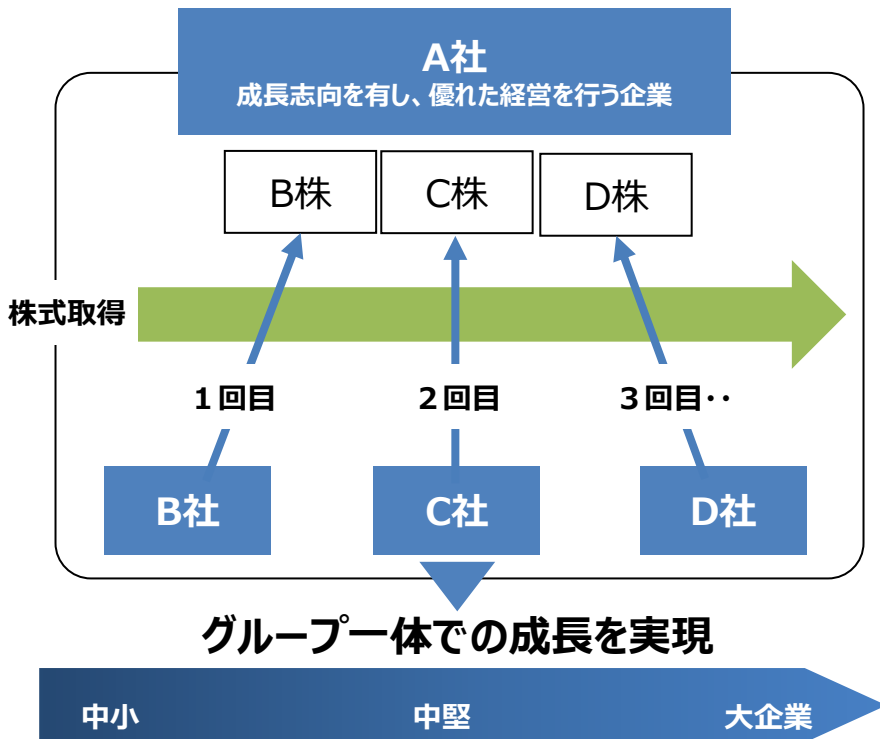
\*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上

\*3 産業競争力強化法において規定

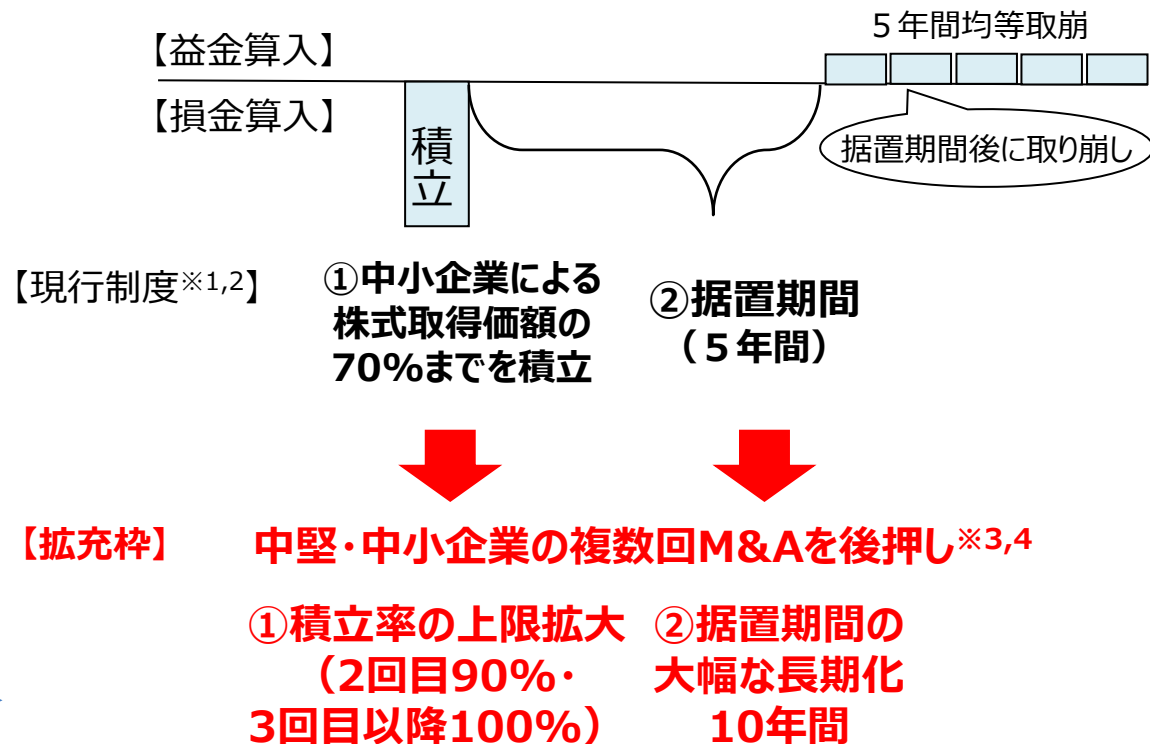
## ② 経営資源を集約化し賃上げにつなげるグループ化税制の創設

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化。

### <グループ化に向けた複数回のM&A>



### 中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠(要望))



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)。
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。



# ③ 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業 令和6年度予算案額 21億円（25億円）

- (1) 地域経済産業グループ地域企業高度化推進課、地域産業基盤整備課
- (2) 地域経済産業グループ地域経済産業政策課
- (2) 中小企業庁経営支援部経営支援課
- (3) 商務情報政策局情報技術利用促進課

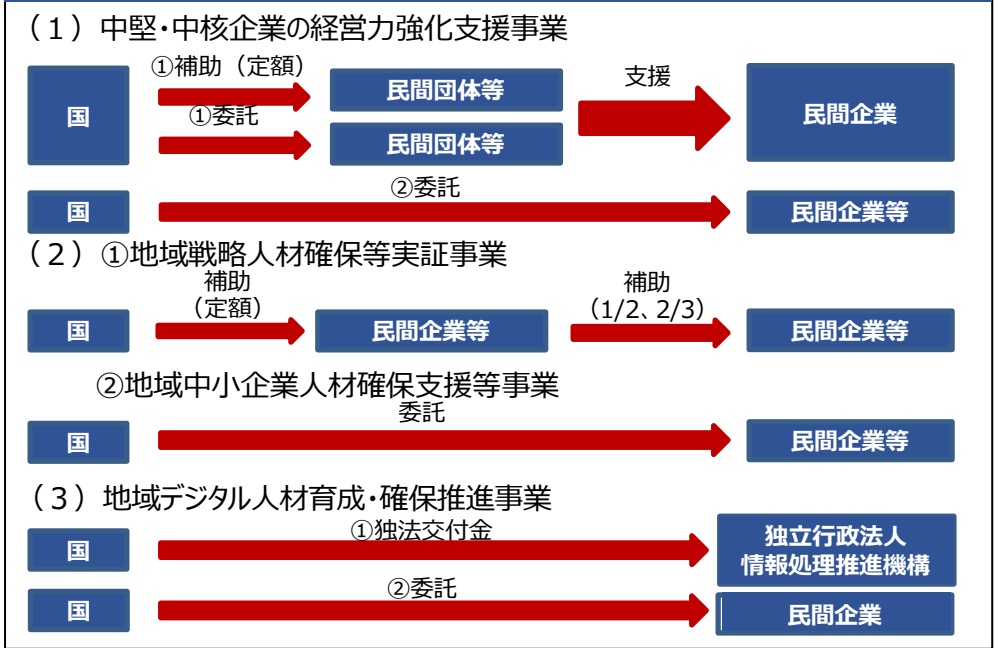
## 事業の内容

**事業目的**  
 地域経済の持続的な成長には、地域企業が更なる成長を遂げ、その果実を賃金に反映し、良質な雇用を創出する好循環を生み出すことが不可欠である。このため、地域の中堅・中核企業の更なる成長に向けた取組を促すとともに、地域の関係者が連携して行う地域企業での人材獲得等の取組を支援する。また、新技術の動向も踏まえたデジタル人材の育成を強力に推進する。

## 事業概要

- (1) 中堅・中核企業の経営力強化支援事業
  - ① 新事業展開を狙う地域の中堅・中核企業を対象に、専門家や他業種の企業等とのネットワーク構築を支援する。(補助・委託)
  - ② 地域未来牽引企業の経営状況の調査や地域未来投資促進法執行管理システム等の更新等を行う。(委託)
- (2) 地域戦略人材確保等実証事業、地域中小企業人材確保支援等事業
  - ① 民間事業者等が自治体、経営支援機関、教育機関等と連携し、地域の関係者で一体となり行う人材獲得等の取組を支援する。(補助)
  - ② 地域の中核企業を始めとした中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の戦略的な活用を促すために、セミナー・マッチング等を実施する。(委託)
- (3) 地域デジタル人材育成・確保推進事業
  - ① 生成AIを踏まえたデジタルスキル標準の改訂、同標準に紐付け民間の良質な教育コンテンツを掲載するポータルサイト「マナビDX」の運営やコンテンツ審査等を実施する。(独法交付金)
  - ② 地域での実践的な即戦力DX人材育成に向けて、ケーススタディ教育プログラムや地域企業協働プログラムを実施する。(委託)

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



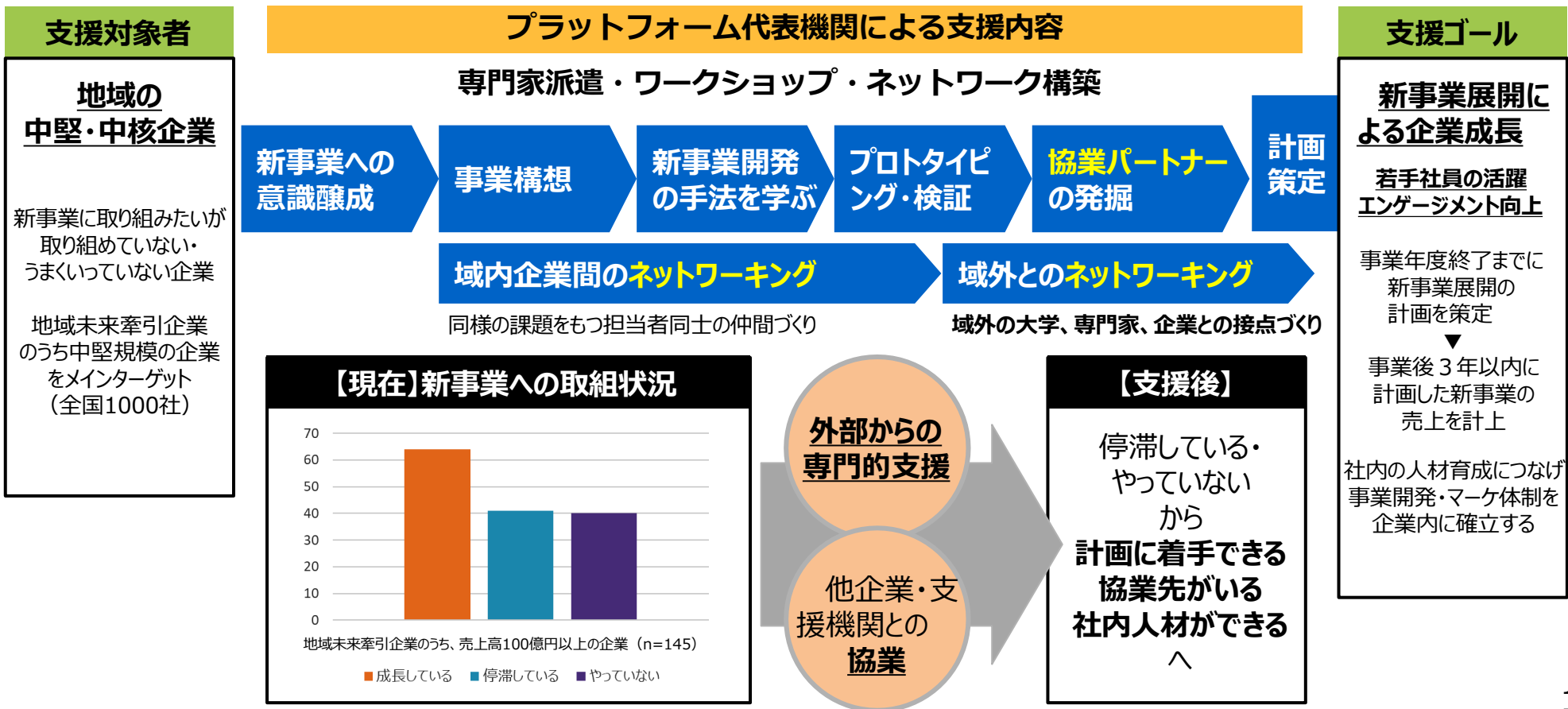
## 成果目標

- (1) 短期的には、本事業へ参画した企業のうち、半数の企業における新事業計画の策定を目指し、中期的には、事業計画を策定した企業のうち、半数の企業が計画策定後3年目までに事業売上を計上することを目指し、長期的には、当該企業の半数において、新規事業が既存事業と比肩する規模感(売上が既存事業対比で10%以上)に成長することを目指す。
- (2) ①短期的には、地域における人材獲得等の取組の継続率80%を目指し、長期的には、地方と東京圏との転入・転出が均衡することを目指す。
- (2) ②短期的には、本事業への参加企業数3,500社以上を目指し、長期的には、参加企業における内定率20%以上を目指す。
- (3) 短期的には、プログラム修了後に修了生が企業DXに貢献した人数の割合を令和6年度までに70%まで増やすこと目指し、その人材がDXに取り組むことによって、長期的には、日本企業がDXに取り組む割合を令和8年度までに80%とすることを目指す。



# R6年度「中堅・中核企業の経営力強化支援事業 (プラットフォーム構築による新事業展開支援事業)」

- 地域の中堅・中核企業のさらなる成長に向けて、新事業展開に取り組む企業への支援を実施。
- 地域ごとにプラットフォームを構築し、PF代表機関が主体となって、**新事業展開のノウハウを学ぶワークショップ・高度な知識を有する専門家派遣・地域内の支援機関や他業種の企業とのネットワーク構築等、ハンズオン形式で新事業の立ち上げ支援を行う。**
- プラットフォーム間の横連携のハブとなる全国事務局を設置し、全国規模でのネットワーク構築を促進する。



# 本日のご紹介施策一覧

## 1. 中堅企業支援政策

- ① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 (R5補正)
- ② 賃上げ税制、地域未来投資促進税制、グループ化税制 (R6税制)
- ③ 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業 (R6当初)

## 2. 補助金関係

NOW!

- ① 中小企業省力化投資補助事業 (R5補正)
- ② ものづくり補助金 (R5補正)
- ③ 持続化補助金 (R5補正)
- ④ IT導入補助金 (R5補正)
- ⑤ 事業承継・引継ぎ補助金 (R5補正)

# ① 中小企業省力化投資補助事業 (中小企業等事業再構築促進事業を再編)

## 令和5年度補正予算額 1,000億円

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

#### 事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
		※賃上げ要件を達成した場合、 ( )内の値に補助上限額を 引き上げ	

### 成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

# 中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

令和5年度補正予算額 **1,000億円**

- 変革期間から3年間において、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。
- 人手不足解消に効果があり、補助金の対象とする商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

## カタログ掲載機器（IoT、ロボット等）のイメージ

・無人搬送ロボット



著作者：user6702303／出典：Freepik

[https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes\\_18321421.htm#query=agv&position=14&from\\_view=keyword&track=sph](https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph)

・検品・仕分けシステム



著作者：macrovector／出典：Freepik

[https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon\\_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from\\_view=search&track=ais](https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=31&from_view=search&track=ais)

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik

[https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration\\_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from\\_view=search&track=ais](https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais)

・キャッシュレス型自動券売機

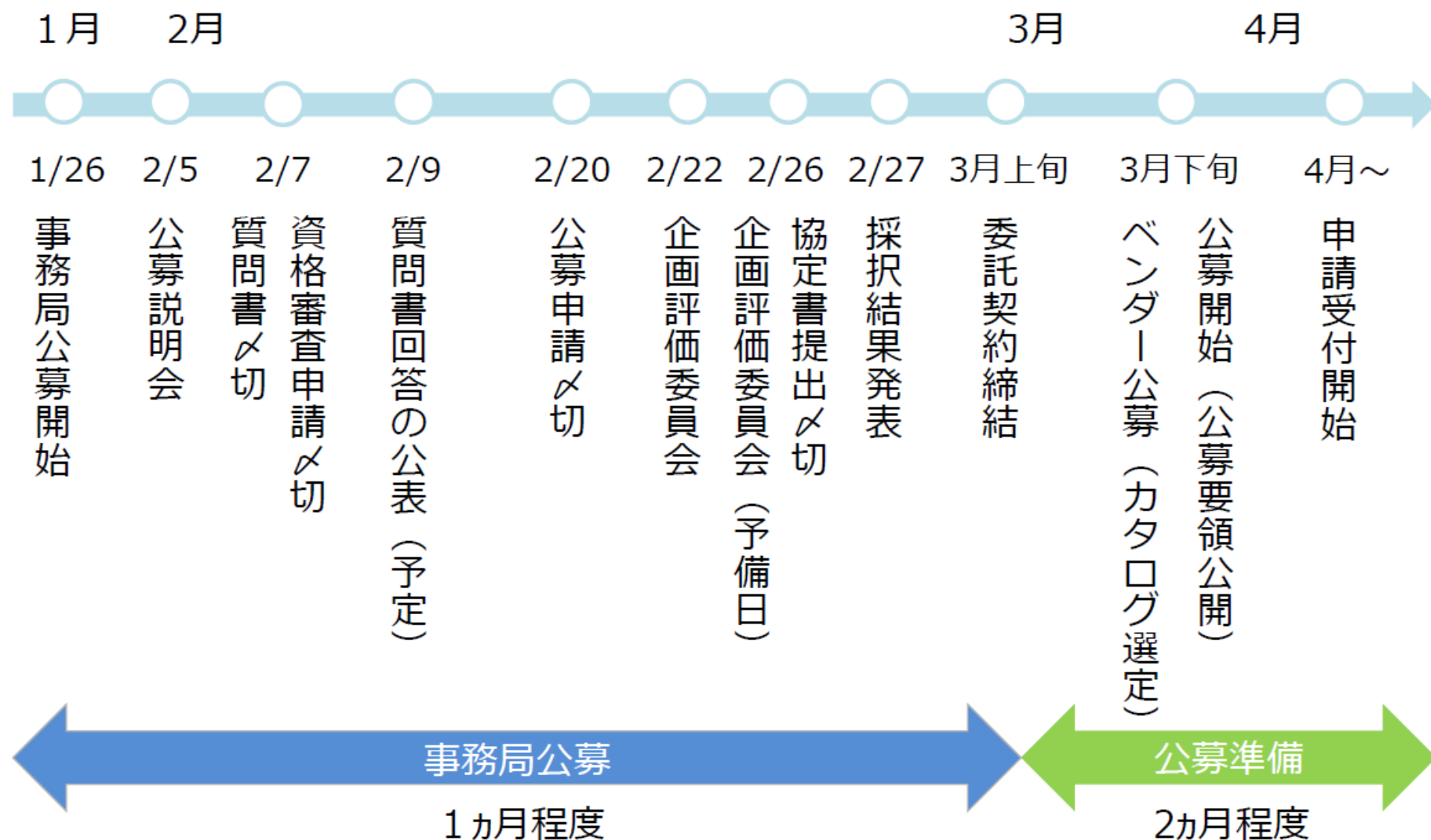


提供：ピクスタ

<https://pixta.jp/illustration/91446448>

# 今後の公募スケジュール

検討中



# 中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

## 事業の内容

### 事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

### 事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）  
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）  
事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請類型</th> <th>補助上限額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ものづくり補助金</td> <td>①省力化（オーダーメイド）枠 750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)</td> <td>中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②製品・サービス高付加価値化枠</td> <td>通常類型 750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)</td> <td>中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3</td> </tr> <tr> <td>成長分野進出類型（DX・GX） 1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>③グローバル枠 3,000万円(4,000万円)</td> <td>中小：1/2、小規模：2/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">⇒大幅賞上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賞上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。</td> </tr> <tr> <td>持続化補助金</td> <td>一般型 ①通常枠、②賞金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠</td> <td>①：～50万円 ②～④：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ</td> <td>2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4</td> </tr> <tr> <td>IT導入補助金</td> <td>通常枠</td> <td>ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>複数社連携IT導入枠</td> <td>①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円</td> <td>①-インボイス対応類型と同様 ②2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>インボイス枠</td> <td>インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円</td> <td>【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電子取引類型</td> <td>～350万円</td> <td>中小企業：2/3 大企業：1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>セキュリティ対策推進枠</td> <td>5万円～100万円</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>事業承継・引継ぎ補助金</td> <td>経営革新 ①創業支援型 ②経営者交代型③M&amp;A型</td> <td>～800万円</td> <td>1/2～2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門家活用 ①貸し手支援型 ②売り手支援型</td> <td>～600万円</td> <td>1/2～2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業・再チャレンジ</td> <td>～150万円</td> <td>1/2～2/3</td> </tr> </tbody> </table>							申請類型	補助上限額	補助率	ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠 750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型 750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3	成長分野進出類型（DX・GX） 1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3	③グローバル枠 3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3		⇒大幅賞上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賞上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			持続化補助金	一般型 ①通常枠、②賞金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：～50万円 ②～④：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2		複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①-インボイス対応類型と同様 ②2/3		インボイス枠	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2		電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2		セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2	事業承継・引継ぎ補助金	経営革新 ①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3		専門家活用 ①貸し手支援型 ②売り手支援型	～600万円	1/2～2/3		産業・再チャレンジ	～150万円	1/2～2/3
申請類型	補助上限額	補助率																																																									
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠 750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3																																																									
②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型 750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3																																																									
	成長分野進出類型（DX・GX） 1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3																																																									
③グローバル枠 3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3																																																										
⇒大幅賞上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賞上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。																																																											
持続化補助金	一般型 ①通常枠、②賞金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠	①：～50万円 ②～④：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4																																																								
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下	1/2																																																								
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①-インボイス対応類型と同様 ②2/3																																																								
	インボイス枠	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2																																																								
	電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2																																																								
	セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2																																																								
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新 ①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3																																																								
	専門家活用 ①貸し手支援型 ②売り手支援型	～600万円	1/2～2/3																																																								
	産業・再チャレンジ	～150万円	1/2～2/3																																																								

## 成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

### 【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

### 【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

### 【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること


### 【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること



## ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要 (R5年度補正予算)

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援**。令和5年度補正予算においては下記の見直し・拡充等を実施。
  - ① **「省力化（オーダーメイド）枠」を新設し、補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**
  - ② 現行の枠を見直し、「**製品・サービス高付加価値化枠**」と「**グローバル枠**」に整理統合するとともに、**今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 <b>年平均成長率+3%以上増加</b> ② 給与支給総額 <b>年平均成長率+1.5%以上増加</b> ③ 事業場内最低賃金が <b>地域別最低賃金+30円以上</b>		※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
支援類型	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
	省力化（オーダーメイド）枠	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3  ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
	製品・サービス高付加価値化枠		
	通常類型	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特例 2/3
	成長分野進出類型（DX・GX）	5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	中小企業 1/2 小規模 2/3	
	 <b>大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例</b> ：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率+6%以上等）に対して、 <b>補助上限額を100万円～2,000万円上乘せ</b> （申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）		

# ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の主な変更点

- ・ 新制度による公募は、令和5年度補正予算を基に17次公募・18次公募の2回実施。

## 1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

- 中小企業・小規模事業者が人手不足の解消等を目的とした、生産プロセス等の省力化の取り組みを進めるため、個々の事業者のビジネスプロセスに応じたオーダーメイド型の省力化投資等を補助上限額を大幅に引き上げて支援。

## 2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

- 中小企業・小規模事業者が、付加価値の高い革新的な製品・サービスの開発に取り組むために必要な設備投資等を支援。
- 今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は成長分野進出類型とし、通常類型よりも補助上限額・補助率において重点支援。
- コロナからの回復を図りつつ、最低賃金の引き上げにも取り組む事業者を通常類型よりも補助率を引き上げて支援。
- グローバル枠については、引き続き、海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援。

## 3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、大幅な賃上げに取り組む事業者について、補助上限額を引き上げる（新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く）。
- 省力化（オーダーメイド）枠においては、上乗せ額を拡充し、最大2,000万円まで補助上限を引き上げる。

## 4. その他

- 交付候補者決定前において、一定の投資規模の事業計画に取り組む事業者に対して、口頭審査を導入。
- 令和5年度補正予算を基に行う公募の補助事業実施期間は令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。
- 厚労省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携。



# 1. 省力化（オーダーメイド）枠の新設

## 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円以内（1,000万円以内）	1/2以内※ 小規模・再生2/3 以内  ※補助金額1,500万円ま では1/2、1,500万円を 超える部分は1/3もしくは 2/3
6～20人	1,500万円以内（2,000万円以内）	
21～50人	3,000万円以内（4,000万円以内）	
51～99人	5,000万円以内（6,500万円以内）	
100人以上	8,000万円以内（1億円以内）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務がありますので、詳細は公募要領を確認ください。

## 対象事業

人手不足の解消に向けて、デジタル技術※1等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）※2の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援※3

※1 デジタル技術とはAI、ロボット、センサー等をいう。

※2 ロボット単体の導入ではなく、外部のシステムインテグレータ（Sier）との連携などによりロボットシステム等を構築したものをいう。

※3 基本要件に加えた追加要件の詳細は公募要領を確認ください。

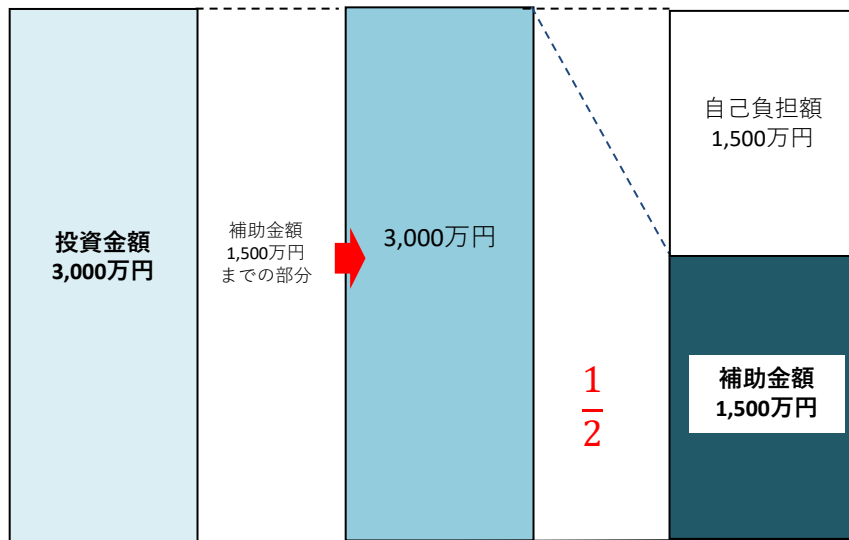
## 活用イメージ

例) 熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ（Sier）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

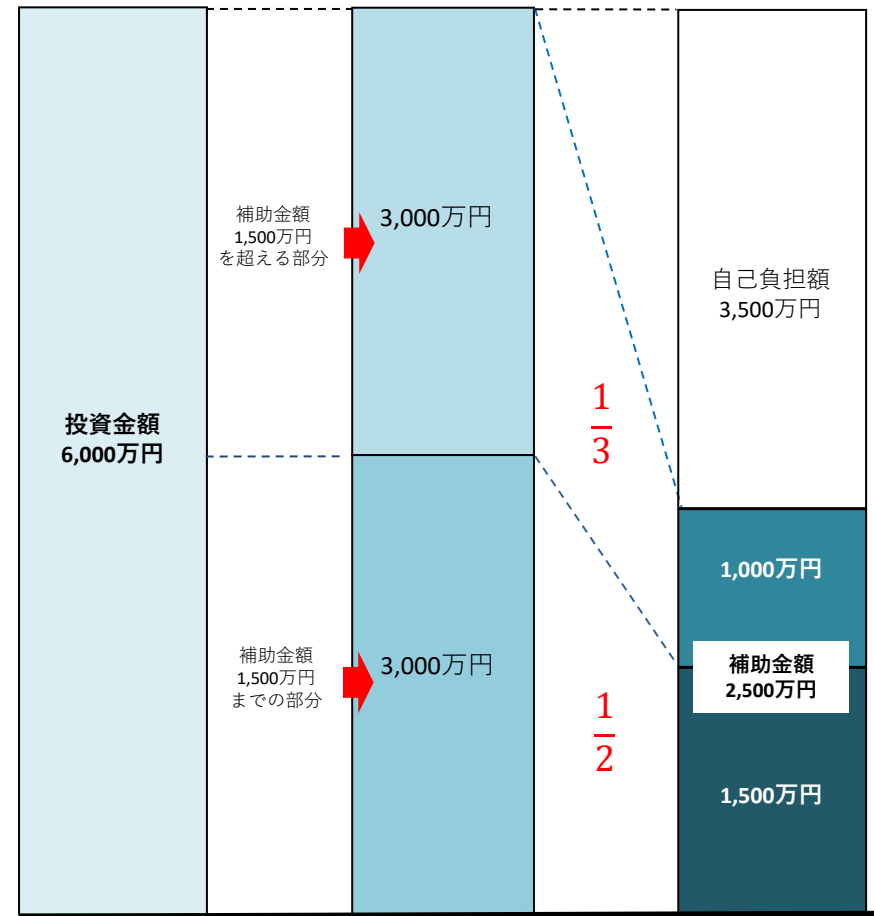
# 【参考解説】省力化（オーダーメイド） 枠の補助金額が1,500万円を超える場合の補助上限額と補助率の考え方

- 省力化（オーダーメイド） 枠の補助率は、原則、中小企業が1/2以内、小規模・再生2/3以内。
- ただし、補助金額が1,500万円までのものは1/2もしくは2/3以内、1,500万円を超える部分は1/3以内を適用。
- 例えば、従業員規模が21人以上で投資金額が3,000万円を超える場合の考え方は下図の通り。

< 中小企業（21人以上） 3,000万円規模投資の場合 >



< 中小企業（21人以上） 6,000万円規模投資の場合 >



## 2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等

### <①通常類型>

#### 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円以内（850万円以内）	1/2以内 小規模・再生 2/3 新型コロナ回復加速化特 例 2/3
6～20人	1,000万円以内（1,250万円以内）	
21人以上	1,250万円以内（2,250万円以内）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合の補助上限額  
※一定の要件を満たす場合、新型コロナ回復加速化特例の適用により補助率を2/3に引き上げ  
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務がありますので、詳細は公募要領を確認ください。

#### 対象事業

革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援※

※ 基本要件に加えた追加要件の詳細は公募要領を確認ください。

#### 活用イメージ

例) 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発。

## 2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等 ＜②成長分野進出類型（DX・GX）＞

### 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円以内（1,100万円以内）	2/3以内
6～20人	1,500万円以内（1,750万円以内）	
21人以上	2,500万円以内（3,500万円以内）	

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合の補助上限額  
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務がありますので、詳細は公募要領を確認ください。

### 対象事業

今後成長が見込まれる分野（DX・GX）に資する  
革新的な製品・サービス開発※1の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援※2

※1 革新的な製品・サービス開発とは、顧客に新たな価値を提供することを目的に、導入した設備・システムを用いて、自社の技術力等を活かして製品・サービスを開発することをいう。単に設備・システムを導入するにとどまり、製品・サービスの開発を伴わないものは該当しない。

※2 基本要件に加えた追加要件の詳細は公募要領を確認ください。

### 活用イメージ

例) AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

## 2. 製品・サービス高付加価値化枠の新設等 ＜③グローバル枠＞

### 補助上限額・補助率

補助上限額	補助率
3,000万円以内（4,000万円以内）	1/2以内 小規模2/3以内

※（ ）内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合の補助上限額  
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務がありますので、詳細は公募要領を確認ください。

### 対象事業

**海外事業※1を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援※2**

※1 海外事業とは、海外直接投資、輸出、インバウンド、海外企業との共同事業をいう。

※2基本要件に加えた追加要件の詳細は公募要領を確認ください。

### 活用イメージ

例) 海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

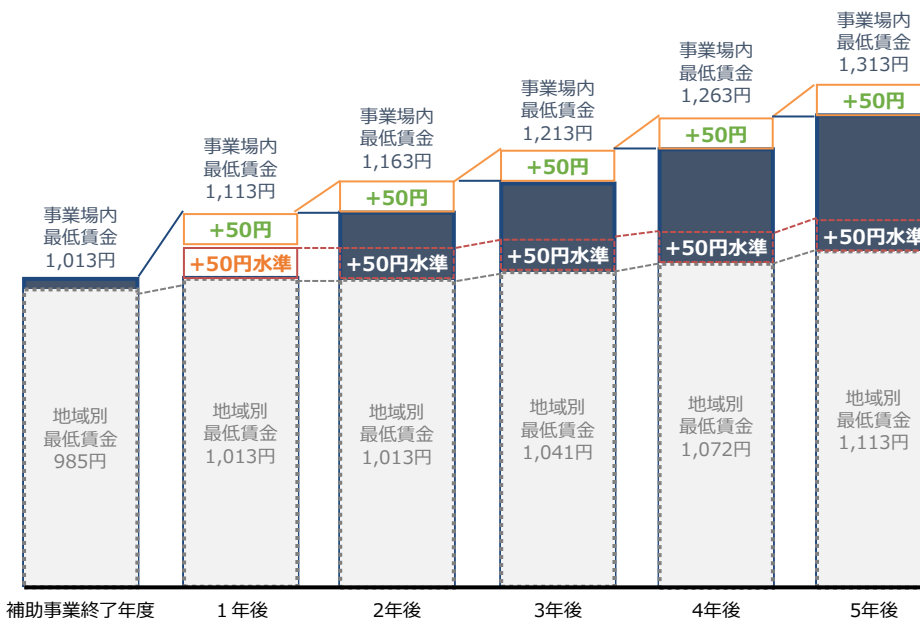
### 3. 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げ特例の拡充

- 持続的な賃上げを実現するため、**大幅な賃上げに取り組む事業者に対して、従業員規模に応じて補助上限額を100万円～2,000万円引き上げ。**
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額 年平均成長率6%以上増加」かつ「②事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準」を満たしたうえで、「③毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額」**することとし、**賃上げに係る計画書を提出することが要件。**
- 要件未達の場合、**補助金上乘せ分について全額返還。**

#### 【基本要件との比較】

要件	基本要件	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	年平均成長率3%以上	同左
②給与支給総額	年平均成長率1.5%以上増加	<b>年平均成長率6%以上増加</b>
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	<b>事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にしたうえで、毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額</b>
④補助金返還の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画終了時点において上記②が未達の場合、補助金の一部を返還</li> <li>事業計画期間中の毎年3月末時点において上記③が未達の場合、補助金の一部を返還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画終了時点において上記②が未達の場合、補助金上乘せ分を返還</li> <li>事業計画期間中の毎年3月末時点において上記③が未達の場合、補助金上乘せ分を返還</li> </ul>

【考え方】事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準を満たしたうえで、**毎年、事業場内最低賃金を+50円以上増額**



#### 【補助上限引き上げ額】

従業員数	製品・サービス高付加価値化枠 / グローバル枠	省力化枠	補助率
5人以下	100万円	250万円	各申請枠の補助率による
6～20人	250万円	500万円	
21～50人	1,000万円	1,000万円	
51～99人		1,500万円	
100人以上		2,000万円	

## 4. その他

### (1) 一定の投資規模がある事業者について、口頭審査を実施

- 補助申請額が一定規模以上の申請を行う事業者においては、交付候補者決定前にオンラインによる口頭審査を実施。
- 例えば、当該事業申請にかかる意思決定の背景や事業実施に際しての事前のマーケティングの調査等、計画書に記載のない内容についても質問を行う可能性がある。

### (2) 令和5年度補正予算に基づく公募は2回実施、補助事業実施期間は令和6年12月10日まで

- 令和5年度補正予算に基づく公募は、17次公募・18次公募の2回実施。
- 補助事業実施期間は、いずれの公募回においても令和6年12月10日まで（令和6年12月10日までに実績報告まで完了する必要があります。延長はできませんのでご注意ください）。

### (3) 厚生労働省の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）との連携

- ものづくり補助金の「製品・サービス高付加価値化枠」で交付決定を受けた中小企業等に対し、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小事業主等が生産性向上等に必要新たな人材を雇入れた場合に、当該事業主に対し、当該人材に係る賃金の一部を助成する「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」との連携を実施。

## ② 小規模事業者持続化補助金の概要

- 小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の一部を補助。
- 事業実施にあたっては、商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組む。

### <補助対象要件>

- ① **通常枠** : 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む事業者
- ② **賃金引上げ枠** : 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる事業者
- ③ **卒業枠** : 雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する事業者
- ④ **後継者支援枠** : アトツギ甲子園のファイナリストとなった小規模事業者
- ⑤ **創業枠** : 産競法に基づく「認定市区町村等による特定創業支援等事業の支援」を受けた事業者
- **インボイス特例** : 免税事業者からインボイス発行事業者に転換した事業者を対象に、すべての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せ

### <対象経費>

- ①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧借料、⑨設備処分費、⑩委託・外注費

### <申請枠・補助上限額・補助率>

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率		2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3 / 4)		
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

※賃金引上げ枠のうち赤字事業者は、補助率を引き上げるとともに、加点による優先採択を実施。



## ② 小規模事業者持続化補助金の概要

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。

### ① 伴走支援

#### 【商工団体の支援】

- ・申請に当たっては、商工会・商工会議所の**経営指導員が伴走支援。**

#### <現状分析>

- ・自社の製品・サービスの販売状況
- ・顧客や競合の将来の見通し 等

#### <経営計画策定>

- ・現状分析を踏まえ、**販路拡大**に向けた経営計画の作成に際し**助言・指導等**の実施

### ② 申請

#### 【補助目的】

- ・小規模事業者の販路拡大

#### 【補助上限額】

- ・**50～200**万円

(インボイス特例の要件を満たす場合は、上記の補助上限額に50万円上乘せ)

#### 【補助率】

- ・**2/3**

(賃金引上げ枠において、赤字事業者**3/4**)

#### 【補助対象経費】

- ・機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発費、委託・外注費など

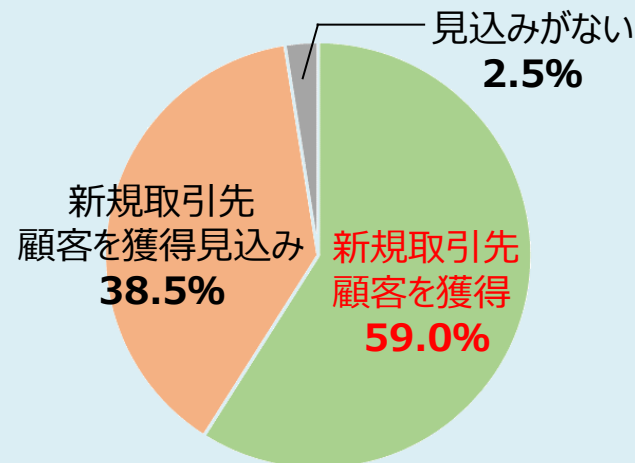
#### 【事業実施例】

- ・商品のHP制作、店舗の改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発など

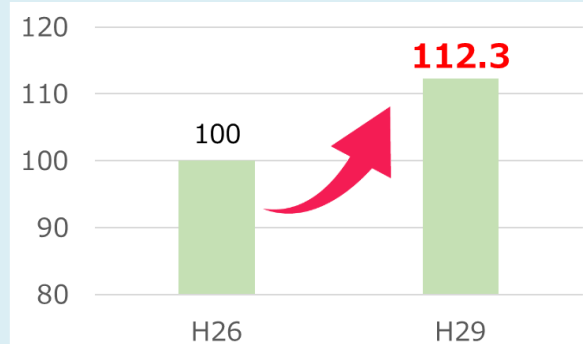
### ③ 事業実施

### ④ 販路拡大

#### 【補助金活用による取引先等の動向】



#### 【H26採択者の純利益の推移】



## ③ 「IT導入補助金2024」の概要（令和5年度補正予算）

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金。

### 1. 補助対象事業者

**中小企業・小規模事業者等**（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

### 2. 補助対象ツール

**事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開（登録）されているITツール**（ソフトウェア、サービス等）が対象。

相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象を含む。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

#### ・通常枠、セキュリティ対策推進枠、インボイス枠（電子取引類型）

第1次締切 3月15日 17:00

第2次締切 4月15日 17:00

第3次締切 5月20日 17:00

#### ・インボイス枠（インボイス対応類型）

第1次締切 3月15日 17:00

第2次締切 3月29日 17:00

第3次締切 4月15日 17:00

第4次締切 4月30日 17:00

第5次締切 5月20日 17:00

#### ・複数社連携IT導入枠

第1次締切 4月15日 17:00

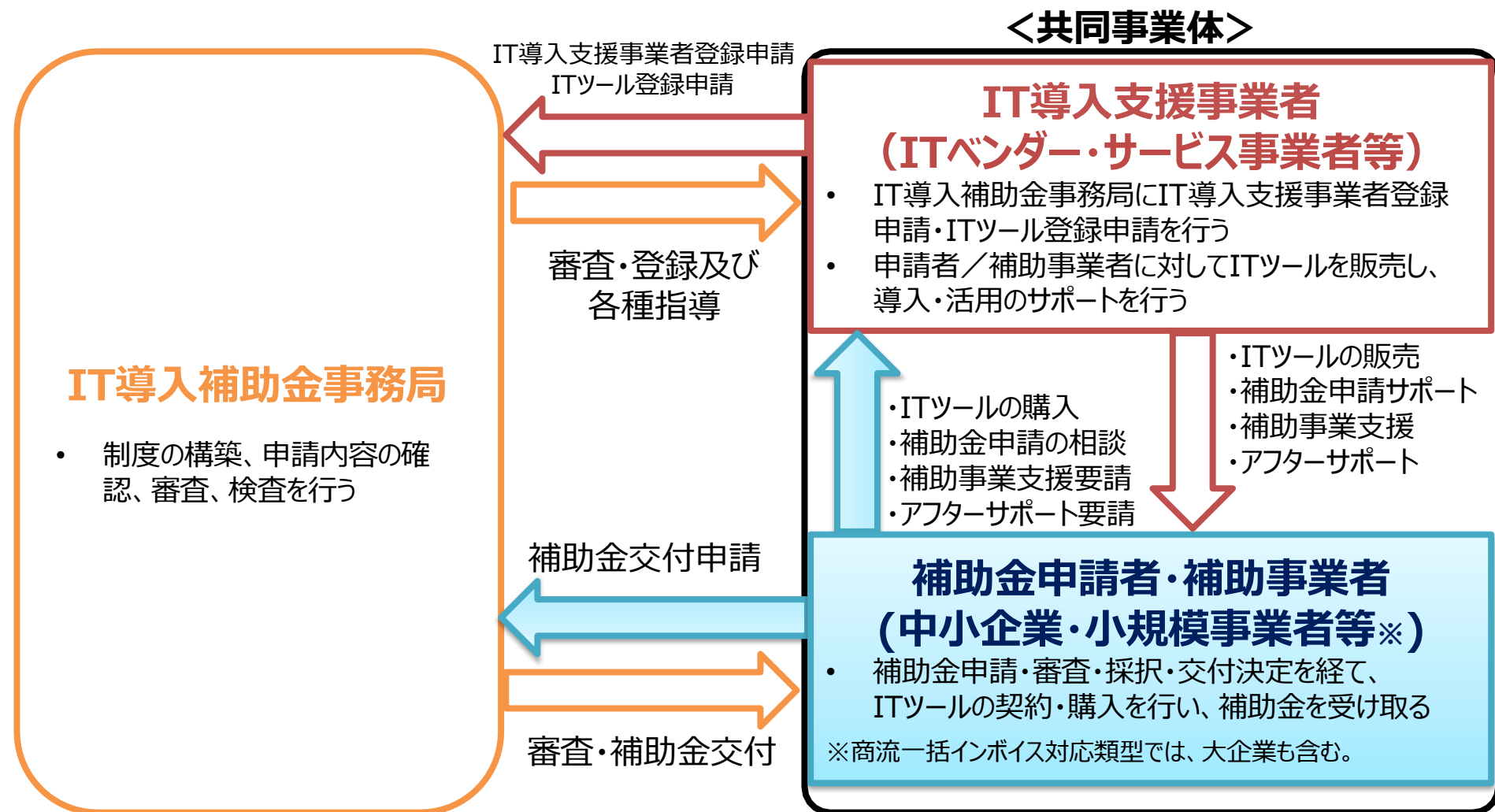
# 「IT導入補助金2024」での拡充点（令和5年度補正予算）

- 10月1日に開始されたインボイス制度を強力に支えるため、インボイスに特化した支援枠を新設。
- 特に、小規模事業者におけるインボイス制度に対応したITツール導入を強力に支援するため、小規模事業者に対して一部高い補助率を設定（4/5）。
- そのほか、支援枠・類型の一部見直しを実施。

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	<b>インボイス制度に対応し</b> 、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が 1～3まで：5万円～150万円 4以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～100万円
補助率	中小企業：1/2	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 <b>(小規模事業者：4/5)</b> 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

# IT導入補助金2024補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



# 申請要件

- 申請要件のうち、特に留意すべき点は以下の通り。

- gBizID プライムの取得【**全枠**】

「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言の実施【**全枠**】

- 労働生産性の向上に係る数値目標の作成

- ・ 1年後に3%以上向上・3年の事業計画期間において年平均成長率を3%以上向上【**通常枠**】
- ・ 3年後の伸び率が3%以上及びこれらと同等以上とする【**セキュリティ対策推進枠**】
- ・ 2年の事業計画期間において年平均成長率5%以上向上【**複数社連携IT導入枠**】

- 賃金増加への取組の実施【**通常枠（導入するITツールの業務領域が4つ以上の場合）**】

- ・ 事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加
- ・ 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
- ・ 申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明

- 中小企業庁が実施するデジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」の実施【**通常枠**】

**※申請に用いるgBizIDプライムを利用して事業者登録を行ったうえで、経営チェックを実施すること**





生産性向上を目指す皆様へ

令和5年12月時点版

令和5年度補正予算

# 「事業承継・引継ぎ補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します！

## 経営革新 枠

### 事業承継※1・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します※2

- ※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象です
- ※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

## 専門家活用 枠

### M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

- ※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

## 廃業・再チャレンジ 枠

### 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

- ※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

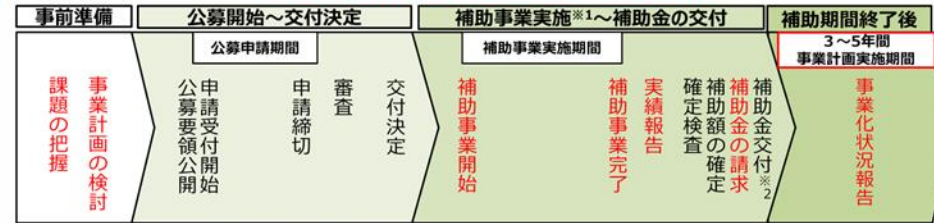
令和5年度補正予算で中小機構に措置



チラシのダウンロードはこちら↑



## 事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

## 支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（親族内承継実施予定者を含む）、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600～800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下（物価高影響等）、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

## 活用イメージ

### 経営革新枠 経営者交代類型

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。

### 専門家活用枠 買い手支援類型

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。

### お問い合わせ先

経営革新枠（050-3000-3550）

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠（050-3000-3551）

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください



公募サイト



# 本日のご紹介施策一覧

## 3. 省エネ関係

NOW!

- ① 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（R5補正）
- ② 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（R5補正）

## 4. その他

- ① 高等教育機関における共同講座創造支援事業（R5補正）
- ② 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（R6当初）
- ③ 物流効率化に向けた先進的な実証事業（R5補正）
- ④ 万博関連で活用可能なメニューについて（情報提供）
- ⑤ 地域経済分析システム「RESAS」について（情報提供）

# ① 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和5年度補正予算額910億円

## 事業の内容

### 事業目的

本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

### 事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内）  
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）
- (2) 補助率：1/2以内  
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内  
上限額：1億円

## 成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

# 1. 省エネ設備への更新支援

【国庫債務負担行為要求額：2,325億円】

※令和5年度補正予算額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

## 【事業概要】

### （Ⅰ） 工場・ 事業場型

※旧A B類型

工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。

### 食料品製造業A社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

#### 【平釜】



#### 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



## 新設

### （Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。

#### 【キューボラ式】※コークスを使用



#### 【誘導加熱式】※電気を使用



### （Ⅲ） 設備 単位型

※旧C類型

予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。

#### 【業務用給湯器】



#### 【高効率空調】



#### 【産業用モータ】





# 【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<p><b>(Ⅰ)</b> <b>工場・事業場型</b></p> <p>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</p> <p>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</p>	<p>①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p> <p>先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上</p>	<p>設備費 ・ 設計費 ・ 工事費</p>	<p><b>中小企業等</b></p> <p><b>1 / 2</b> 以内</p> <p>（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、<b>2 / 3</b> 以内）</p> <p><b>大企業・その他</b></p> <p><b>1 / 3</b> 以内</p> <p>（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、<b>1 / 2</b> 以内）</p>	<p>【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度）</p> <p>【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）</p>
<p><b>(Ⅱ)</b> <b>電化・脱炭素燃転型</b></p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、<u>脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</u></p>	<p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）</p> <p>対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p>	<p>設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）</p>	<p><b>1 / 2</b> 以内</p>	<p>【上限】3億円 （電化の場合5億円）</p> <p>【下限】30万円</p>
<p><b>(Ⅲ)</b> <b>設備単位型</b></p> <p>※従来のC類型（指定設備導入事業）</p> <p>より中小企業が使いやすいよう、<u>リストから選択する機器への更新を補助</u></p>	<p>予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。</p>	<p>設備費</p>	<p><b>1 / 3</b> 以内</p>	<p>【上限】1億円</p> <p>【下限】30万円</p>

上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➔ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

# (参考) 省エネ補助金を活用してエネルギーコスト低減を図った企業の例

- 省エネ補助金を活用し設備を更新することで、エネルギーコストの抑制を実現する中小企業等も出現。

## 温泉業 A社



- レストランや脱衣室等の空調管理に、高効率空調を導入
- 貯湯槽の加熱とポンプや電灯等への給電に高効率コージェネレーションを導入

ガス代約25%削減  
電気代約40%削減

## 繊維業 B社



- 蛍光灯をLED照明に更新
- 石油ストーブ等を高効率電気式パッケージエアコンに更新
- 変圧器をトップランナー機器に更新

エネルギー使用量を56.7%削減

## 部品メーカー C社



- ガイブマシン投入金属の溶解に低炭素工業炉を利用
- 金型棟、鋳造棟、加工棟、出荷棟に高効率照明を導入

エネルギー使用量を54.6%削減

## ② 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

### 事業の内容

#### 事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

#### 事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各執行団体の専門人材の育成等の実施を行う。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



### 成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

## 申込み

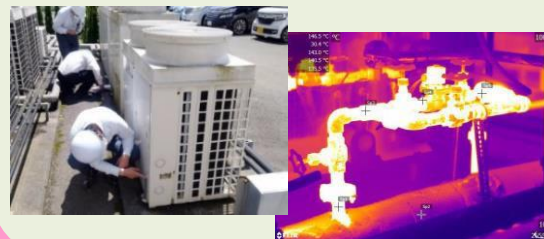
### ①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



### ②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



### ③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。  
\* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でする省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

### ■ 省エネ診断を実施している民間団体等の例（令和5年度実績）

（一財）省エネルギーセンター、（一社）カーボンマネジメントイニシアチブ、（一社）省エネプラットフォーム協会、東京電力エナジーパートナー（株）、北陸電力（株）、西部瓦斯（株）、静岡ガスエンジニアリング（株）、ダイキン工業（株）、パナソニック（株）、三浦工業（株）等

省エネ補助金の加点措置



# 本日のご紹介施策一覧

## 3. 省エネ関係

- ① 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費（R5補正）
- ② 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（R5補正）

## 4. その他

NOW!

- ① 高等教育機関における共同講座創造支援事業（R5補正）
- ② 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（R6当初）
- ③ 物流効率化に向けた先進的な実証事業（R5補正）
- ④ 万博関連で活用可能なメニューについて（情報提供）
- ⑤ 地域経済分析システム「RESAS」について（情報提供）

# ① 高等教育機関における共同講座創造支援事業

## 令和5年度補正予算額 3.5億円

### 事業の内容

#### 事業目的

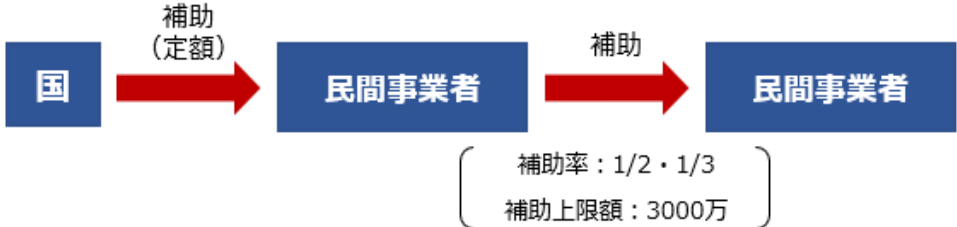
「人への投資」の抜本強化のため、企業の求める人材を高等教育機関において育成する環境を整備し、もって、産業界のニーズに即した人材育成の加速化を図ることを目指し、企業等による、高等教育機関における共同講座設置への支援を講じる。

#### 事業概要

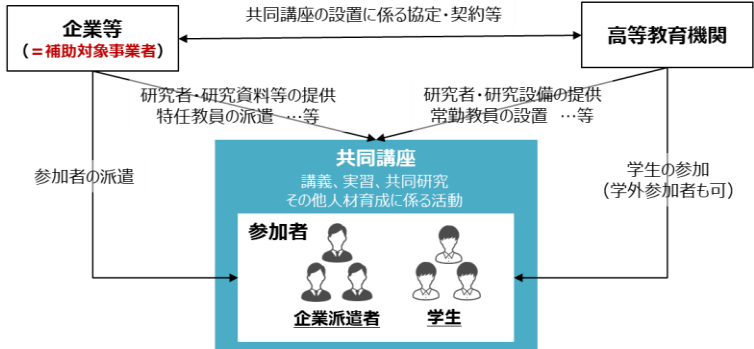
企業等が、大学・高等専門学校等の高等教育機関において、自社が必要とする専門性を有する人材の育成を図るための共同講座を設置することを目的として費用を支出する際、当該費用の一部を補助する。

また、リスキングと処遇の連動を推進するため、共同講座によるリスキングの成果を処遇に反映する場合には、補助率を1/2へ引き上げる。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



#### <共同講座の実施イメージ>



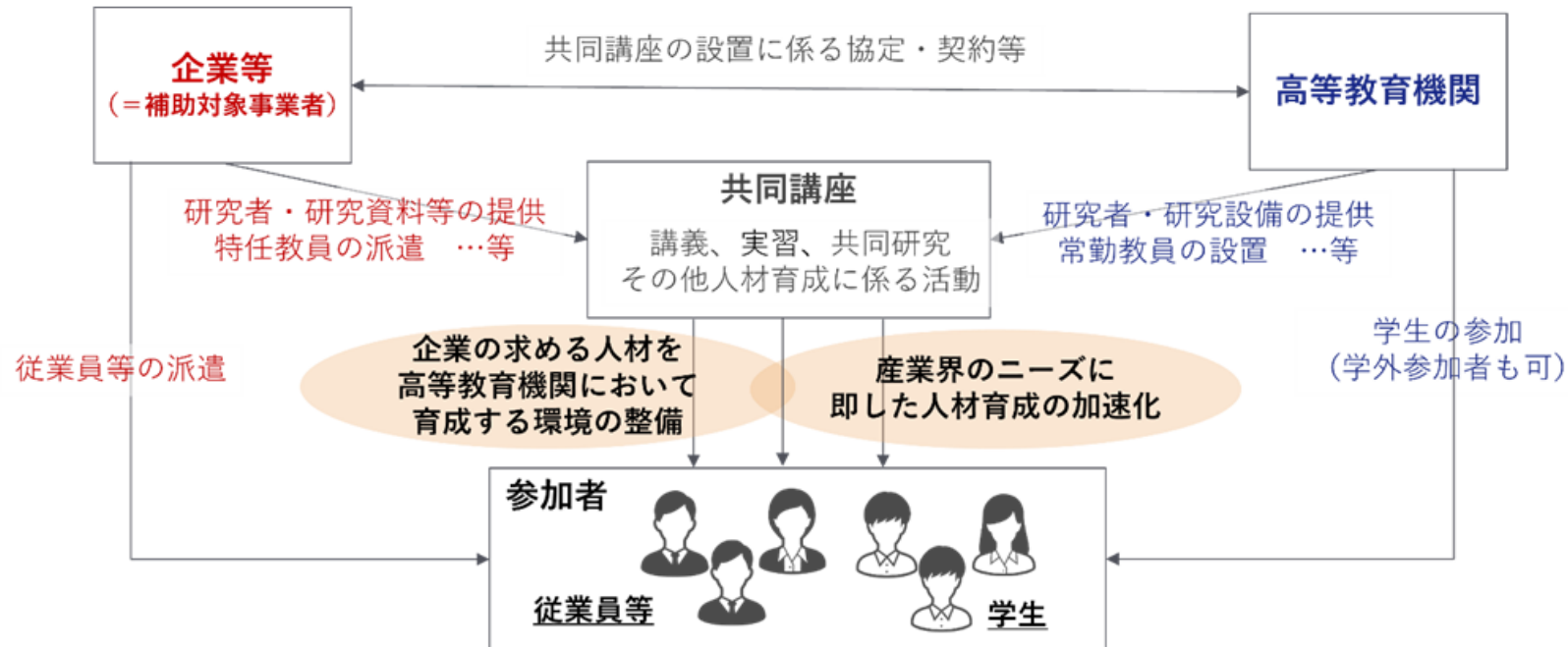
### 成果目標

高等教育機関における共同講座開設・受講を通じて、先端分野で求められる高度な専門性を備えた研究開発人材を育成する。

# 1. 高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金の概要

- **企業等が、大学・高等専門学校等の高等教育機関において、専門性を有する人材の育成を図るための共同講座を設置・運営する場合に、当該事業に要する費用の一部を企業等に対して補助します（通常枠）。**これにより、企業等内の人材のリスキングや、当該専門分野の学生等の輩出を実現し、産業界のニーズに即した人材の育成の加速化を図ります。
- また、従業員等の共同講座への能動的な参加・学習・行動変容等を強力に推進するため、共同講座によるリスキングの成果等を評価し、当該従業員等の処遇に反映する取組について、**通常より高い補助率**を適用します（**処遇反映枠**）。

<b>【通常枠】</b> 補助率： 1/3以内 補助上限額： 3,000万円（税抜） /事業	<b>【処遇反映枠】</b> 補助率： 1/2以内 補助上限額： 3,000万円（税抜） /事業
--	--



## 2. 補助対象事業者の要件

以下①～④の要件を全て満たす事業者を想定しています。

- ① 日本国内に登記し活動実績のある法人※であること。  
※ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。
- ② 補助事業を遂行できる財務状況であること又は具体的な資金調達計画があること。
- ③ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ④ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29 会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

### 3. 補助対象事業の要件（1/3）

- 補助対象事業の主な要件として、以下を想定しています。
- 処遇反映枠が適用されるためには、追加要件も満たす必要があります。

#### ■ 通常枠・処遇反映枠共通要件

以下の①～⑦の要件を全て満たすこと（③ただし書きは、中小企業における人手不足等を念頭に、産業界のニーズに即した人材育成をより加速化するために、複数の事業者を本事業に関与させることを目的として令和5年度補正予算事業より新規に追加した要件）。

- ① 共同講座の設置の目的として、「人材育成」に関する要素を含むものであること。
- ② 中長期の経営・事業戦略と紐付けられた人材戦略を有していることを前提とし、当該人材戦略に関連する人的資本投資として共同講座が位置付けられ、その目的及び内容が人材戦略に沿って設計されていること。
- ③ 共同講座の参加者について、以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する者が20名以上想定されていること※1。ただし、共同講座の参加者が(i)又は(ii)のみで構成される場合においては、上記の要件に加え、当該共同講座の総活動時間のうち一定時間以上※2が(i)又は(ii)以外の者に対しても開放されていること（例えば、当該共同講座の参加者以外の聴講が認められていること）※3 ※4。

(i) 学生

(ii) 補助対象事業者の従業員

(iii) 補助対象事業者の子会社・関連会社等の従業員

(iv) 業界団体が補助対象事業者である場合の会員の従業員、補助対象事業者と共同して事業を遂行する企業の従業員、その他の補助対象事業者の事業に密接に関係する者

※1 (ii)～(iv)に該当する者を総称して、「従業員等」という。

※2 少なくとも1.5～3時間程度を想定。

※3 (iii)又は(iv)に該当する者のほか、一般の者に共同講座を開放する場合を含む。

※4 講義等の性質上、企業秘密を講義等の内容として取り扱う場合等、参加者の範囲を限定する必要性が認められる場合を除く。

### 3. 補助対象事業の要件（2/3）

- ④ 補助対象事業者が共同講座の設置・運営に係る経費の一部又は全部を拠出していること。
- ⑤ 共同講座の担当者として、高等教育機関に所属する常勤教員が置かれていること。
- ⑥ 予算成立日（2023年11月29日）以降に共同講座を設置することを合意していること。
- ⑦ 共同講座の総活動時間が15時間以上であること。

#### ■ 処遇反映枠追加要件

以下の①及び②の要件を満たすこと。

- ① 共同講座の参加者について、原則として10名以上※1の従業員等が含まれること。

※1 従業員数が100名以下である場合には、自ら雇用する従業員数の10%以上。

- ② 共同講座の設置と合わせて、従業員等の共同講座を通じたリスキングの成果等を評価し、共同講座終了後1年以内を目処に昇進・昇給等の従業員等の処遇へ反映すること※2。また、これを社内の就業規則等で規定し、当該措置について、共同講座の実施に先立ち従業員等へ周知すること。

※2 処遇への反映方法については、原則として下記のA又はBによることを想定している（複数の企業等から従業員等が受講する場合には、当該企業等の内、合計10名以上の従業員等の派遣元となる一つ又は複数の企業等において、②の要件を満たせば足りるものとする）。

#### A 講座の履修状況・成績等を踏まえ、昇進・昇給を実施する

（例1）労働協約又は就業規則その他の社内規程等において、講座の履修状況・成績又は講座受講後の能力向上・行動変容を昇進又は昇給の要件として規定する。

（例2）職務記述書等に特定のポストの要件として、講座の履修状況・成績等を位置づけた上で、当該ポストについて社内公募を行い、結果としてポストに採用された者の昇進又は昇給を実現する。

#### B 講座を受講し、一定の履修状況・成績等を満たした者に一時金を支給する

（例）労働協約又は就業規則その他の社内規程等において、一定の履修状況・成績等を満たした者に一時金を支給することを規定する。



### 3. 補助対象事業の要件（3/3）

要件に関する留意点として以下を想定しています。

- 対象分野としては、人文系・学際系等も含め、分野を問わず幅広く対象とする。
- 専門知識の伝達を目的とした受動的学習（講義聴講等）のみならず、業務への反映を前提とした能動的学習（実習、フィールドワーク、PBL等）を含むことが望ましい。
- 共同研究については、高等教育機関への常駐や定期的なゼミ活動等の人材交流・知の交流による人材育成効果を意図して設計しているものに限り、補助対象とする。
- 「共同研究講座」「社会連携講座」等、共同講座の名称は問わない。
- 高等教育機関が、人材育成全体の責任者としてカリキュラム全体への監修や共同研究等、中長期的に講座運営に関与しているものを対象とする。
- 2023年11月29日以前から設置・運営されていた、又は設置・運営が決定されていた共同講座は、当該共同講座に関する効果検証を踏まえて適切な見直しや改善を実施したり、本事業による補助を念頭に講義等の内容の拡充等を実施したりした上で、新たに見直した当該共同講座を実施することについて、2023年11月29日から応募日までの間に補助対象事業者と高等教育機関の両者において合意しているものに限り、補助対象とする。
- 補助の対象とはならない取組の例は以下のとおりである。
  - ・ 人材育成の目的を持たない「研究委託」に類する取組
  - ・ 補助対象事業者から高等教育機関へ一部の特定業務のみ委託するような取組
  - ・ 営利事業として研修等を提供する事業者が、顧客に提供する研修プログラム等を開発することのみを目的とする取組 等



## 4. 補助対象経費

共同講座の設置・運営に当たり、企業等が支出する以下の経費を補助対象とする想定です。

費目	概要	例
共同講座運営費	共同講座の設置に当たって高等教育機関に協力を依頼する際に支払う費用（共同講座全体の設計・監修に係る費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高等教育機関への共同研究費</li> <li>• 高等教育機関への業務委託費 等</li> </ul>
人件費	共同講座の設計・運営に係る補助対象事業者の従業員等の人件費（共同講座運営費で支出するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特任教員等として研究・教育に携わる従業員等の人件費</li> <li>• 共同講座の設置に向けた検討のために高等教育機関へ常駐する従業員等の人件費 等</li> </ul>
委託費・外注費	共同講座の設計・運営に必要な業務を外注・委託する費用（共同講座運営費及び人件費で支出するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オンライン会議サービスの契約費用</li> <li>• WEB制作・広報費用</li> <li>• 共同講座の講義内容や学習成果の評価方法等の詳細設計に必要な専門家費用 等</li> </ul>
備品・機材導入費	共同講座の運営に必要な備品・機材等を購入・リース等する費用（共同講座運営費で支出するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共同講座の運営に当たり必要となる試験機器の購入・リース費</li> <li>• 共同講座の運営に当たり必要となる消耗品の購入費</li> <li>• オンライン講座等に必要となる配信設備の購入・リース費 等</li> </ul>
その他諸経費	その他事業を行うために特に必要と認められる諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共同講座の運営に係る講師派遣や参加者の共同講座受講等に係る旅費・宿泊費、講師への謝金</li> <li>• 共同講座に利用するオフィス賃料 等</li> </ul>

## ② 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和6年度予算案額 **128億円（133億円）**

中小企業庁経営支援部  
経営支援課  
技術・経営革新課

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

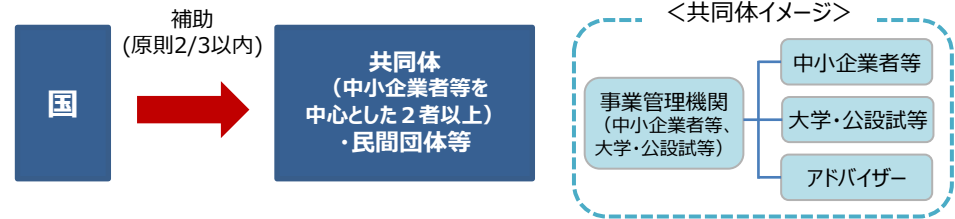
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

#### 事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円  
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額  
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

### 成果目標

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
  - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
  - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
  - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
  - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

# 成長型中小企業等研究開発支援事業 公募の概要

!!! 詳細については公募要領等を必ずご確認ください!!!

## 1. 公募期間

令和6年2月16日（金）～令和6年4月16日（火）17時

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2024/240216kobo.html>

## 2. 対象者

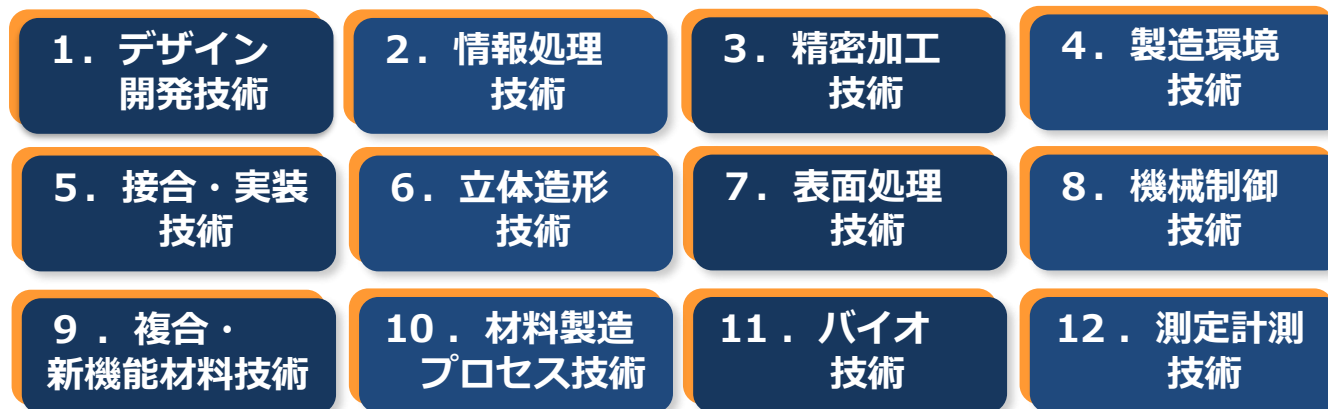
- ・ 中小企業等を中心とした、事業管理機関、研究実施機関を含む2者以上の共同体
- ・ 事業の中核的な役割を中小企業等が担う必要があるため、中小企業者等が受け取る補助金額が、国から受け取る補助金額の2 / 3 以上である必要がある  
(※) 詳細は、令和6年度公募要領で必ずご確認ください

## 3. 対象となる事業

- ・ 事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組であること
- ・ 中小企業の特定期のものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針に記載された内容と整合している事業（次スライド参照）

## ■ 特定ものづくり基盤技術に関する事項

- 12分野の「特定ものづくり基盤技術」ごとに、達成すべき高度化目標など、中小企業が目指すべき技術開発の方向性及び具体的な開発手法について整理したもの。



## ■ 先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項

- 第4次産業革命の進展により、ものづくりとAI、IoT等の先端技術を活用した高度なサービス開発の融合の重要性が高まっていることを踏まえ、先端技術を活用した高度なサービス開発についての考え方や方針について整理したもの。

## ■ 高付加価値企業への成長・変革に関する事項

- 研究開発により磨き上げた基盤技術を用いて高付加価値製品の製造等を通じて下請け構造を脱却し、成長を遂げるために必要な考え方や方針について整理したもの。

# 4. 申請枠

## ① 通常枠

中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠。

## ② 出資獲得枠

高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠。

【ファンド等の要件】 ※詳細は令和6年度公募要領をご確認ください。

- ・業として中小企業への投資機能を有し、中小企業の事業化支援機能を有する法人等（地銀ファンド等）であること。
- ・日本国内において、現に中小企業の事業化を支援する拠点を有し、中小企業をハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
- ・高度化指針を踏まえた研究開発の事業化を目指す中小企業に対して支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。

【その他の要件】

- ・公募申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には、主たる研究等実施機関に出資する旨のファンド等の出資者による誓約書の提出があること（出資予定額及び出資予定時期の記載必須）。

※当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度交付決定日から補助事業終了後1年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の1/2を正当な理由なく下回った場合、以降当該ファンド等は本事業におけるファンド等として認めません。また、当該ファンド等の名称については、公表する場合があります。

※出資獲得枠で不採択となった場合、通常枠での再審査を希望可能。

出資獲得枠での申請時に併せて提出した通常枠用の研究開発計画で再審査。

<注意> 通常枠用の計画は、通常枠の要件を満たすことが必須。

## 5. 補助対象経費

- 物品費 : 設備備品費、消耗品費
- 人件費・謝金 : 人件費（研究員費、管理員費、補助員雇上費）、謝金
- その他 : 外注費、印刷製本費、運搬費、クラウドサービス利用費、知的財産権関連経費、マーケティング調査費 等
- 委託費 : 委託契約の締結が必要。共同体内での委託契約に係る費用を計上する場合は、委託先が従たる研究等実施機関である場合に限り計上可能
- 旅費・間接経費

## 6. 補助事業期間、補助金額、補助率

	通常枠	出資獲得枠
補助事業期間	2年度又は3年度	
補助金額 (上限額)	(補助事業あたり) 単年度で 4,500万円以下 2年度の合計で 7,500万円以下 3年度の合計で 9,750万円以下	(補助事業あたり) 単年度で 1億円以下 2年度の合計で 2億円以下 3年度の合計で 3億円以下
公募時の補助金申請額が 上限額となるため注意		ただし、ファンド等が出資を予定している累計金額の2倍以下であること
補助率	■ 中小企業者等…原則 2 / 3 以内 ※課税所得 15億円以上の中小企業者等及びNPO法人は 1 / 2 以内  ■ A機関及びB機関…事業管理機関として共同体に参加している場合に限り定額 <u>ただし、補助率 2 / 3 が適用される場合がある (詳細は次ページ)</u> A機関又はB機関が事業管理機関として共同体に参加していない場合、2 / 3 以内 ※中間評価での評価が極めて低い場合、次年度以降の計画変更、補助事業の縮小、中止を決定する場合がある	



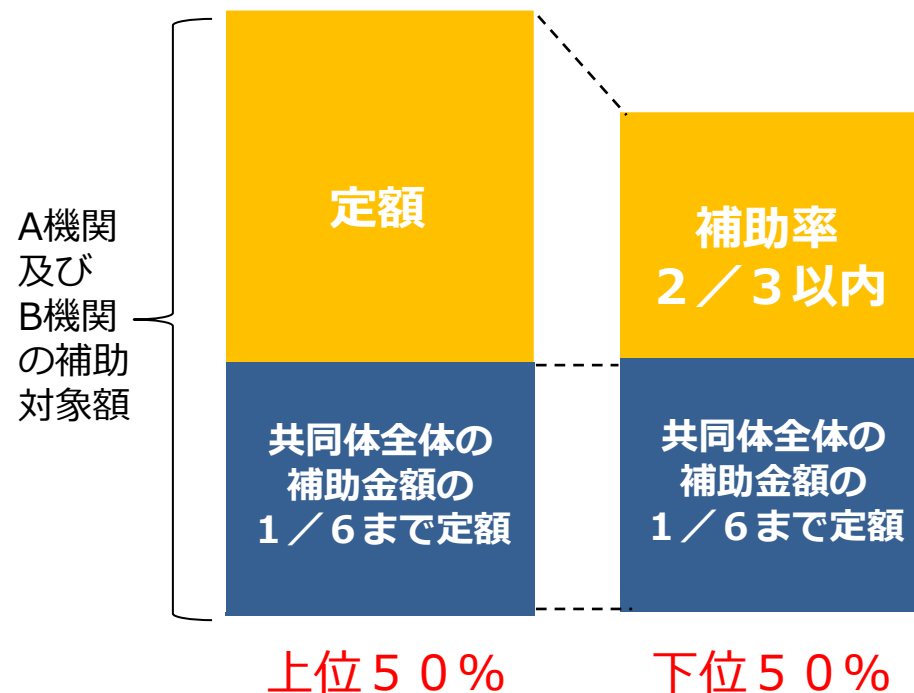
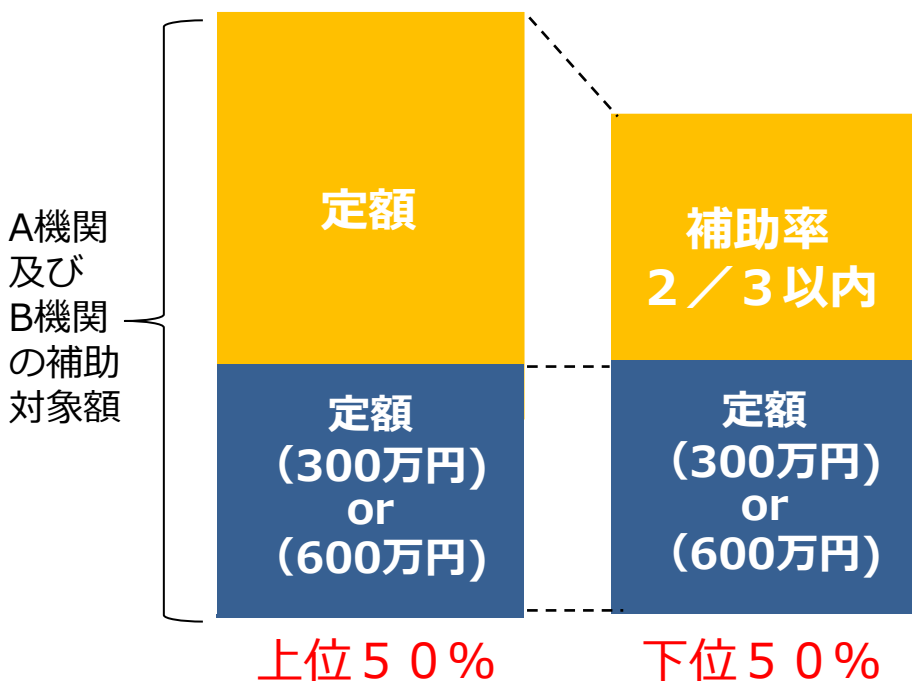
# A機関及びB機関の補助率について (事業管理機関がA機関及びB機関の場合)

→採択審査委員会における評価により、補助率が変更となる。

※ 2年目は採択審査委員会、3年目については中間評価の結果による。

【事業管理機関として共同体に参加する場合】

【研究実施機関として共同体に参加する場合】



補助金額 300万円 (出資獲得枠は 600万円) までは定額とし、それを超える部分については、定額または補助率 2/3 以内を適用する。

共同体全体の補助金額 1/6 までは定額とし、それを超える部分については、定額または補助率 2/3 以内を適用する。

# 7. 共同体の構成

## ① 事業管理機関 (必須)

- ・ 国との “実質的な” 契約者
- ・ 運営管理・共同体内の相互調整
- ・ 研究開発成果の普及等を主体的に実施
- ・ 交付要綱を定め、研究等実施機関に対して、補助金の交付、確定、支払いを行うなど、**補助事業の遂行、経理管理における責任を有する**
- ・ **財政的健全性を有していること**

## ③ 従たる研究等実施機関 (必須又は推奨)

- ・ 主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う研究者が所属する中小企業者等、大学・公設試等

総括研究代表者(PL)  
副総括研究代表者(SL)

共同体の構成者に所属するものから選任  
(いずれか1名は、必ず主たる研究等実施機関の研究者であること)

## ② 主たる研究等実施機関 (必須)

- ・ 本事業において中核的に研究開発等を実施する中小企業者等
- ・ 「みなし大企業」は主たる研究等実施機関として本事業に参画することはできない(※1)

(※1) 詳細は、令和6年度公募要領(みなし大企業の定義)参照  
「発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人」などが該当

## ④ アドバイザー (必須又は推奨)

- ・ 補助金の交付を受けない、補助的な役割を担う者
- ・ 有識者等研究者、大学・公設試等、ファンド等の金融機関、川下製造業者等(研究開発成果を利用する者)

(注1) 通常枠においては、従たる研究等実施機関又はアドバイザーとして、大学・公設試等の参画が必須  
出資獲得枠においては必須ではないが、通常枠再審査の際に、共同体の構成によっては必須となる場合がある

(注2) 大企業、みなし大企業が事業管理機関及び研究等実施機関として参画することは不可(アドバイザーは可) 52

# 8. 審査基準

## I. 技術面

- ①技術の新規性・独創性及び革新性
- ②研究開発目標値の妥当性
- ③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④研究開発の波及効果

## II. 事業化面

- ①目標を達成するための経営的基礎力
- ②事業化計画の妥当性
- ③事業化による経済効果
- ④高付加価値企業への成長・変革

## III. 政策面

- ①経済産業政策との整合性
- ②中小企業政策との整合性

## IV. 出資獲得面

- ①公的支援の必要性
- ②ファンド等の出資者のハンズオン支援体制
- ③出資金が企業価値の向上に与える効果の程度



審査基準の詳細は、  
令和6年度公募要領を参照ください。  
審査項目に掲げられた内容を  
十分に踏まえてご準備ください。

# ➤ 参考：サポイン事業からの主な変更点

## ■ サポイン事業とサビサポ事業の統合

## ■ 通常枠と出資獲得枠の2種類から申請枠を選択

→ 研究開発に取り組む中小企業等が自立的に取組を拡大することができるエコシステム形成を目的として、民間ファンド等から出資を受ける予定がある研究開発等について重点的に支援する「出資獲得枠」を新設。

## ■ A機関及びB機関の補助率が変更

→ 共同体内で担う役割及び条件により、補助率が2 / 3または定額となる。

A機関：公益社団法人、公益財団法人、大学法人、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、試験研究を行う独立行政法人・地方独立行政法人、地方公共団体の試験研究機関

B機関：承認・認定TLO、第三セクター、公募要領記載の条件を満たす一般社団法人・一般財団法人

## ■ 高度化指針の変更

→ 高付加価値企業への変革に関する事項及び高度なサービス開発に関する事項を追加。

## ■ その他

- ① 研究を中核的に担う者（主たる研究等実施機関）の定義が拡充。
- ② 事業管理機関又は主たる研究等実施機関は、従たる研究等実施機関を委託先として委託費計上が可。
- ③ 今年度における申請において、研究等実施機関として参画する中小企業者等は、本事業において今年度申請する他の共同体に研究等実施機関として参画することは不可（アドバイザーは可）。

# <参考> ビジネスマッチングサイト「Go-Techナビ」について

- ・ サポイン事業では、過去より研究開発成果を事例集として公表してきたが、令和2年度より「サポインマッチ・ナビ」を開設し、昨年度からは「Go-Techナビ」として、過去事例について様々な切り口から一元的に検索可能とするとともに、最新の研究開発・事業化の状況についても定期的に更新して発信し、採択案件の事業化を推進している。
- ・ また、過去の技術分野ごとの採択状況など、事業の実施状況についても掲載している。



採択事例を検索可能

研究開発された技術を探す

研究開発された技術を探す

様々な切り口で検索・分析が可能

検索 (1984件)

デザイン開発 (17)   
  情報処理 (150)   
  精密加工 (470)   
  製造環境 (57)

接合・実装 (221)   
  立体造形 (283)   
  表面処理 (159)   
  機械制御 (111)

複合・新機能材料 (241)   
  材料製造プロセス (58)   
  バイオ (131)   
  測定計測 (85)

最新の研究開発・事業化の状況を発信可能

技術分野ごとの採択状況など過去の採択案件の分析も掲載

## o 実用化・事業化の状況

### 事業化状況の詳細

2019年12月、国内化粧品メーカーからカエダタンニン(表示名称: 浸食子酸無水ソルビトール) 含有の化粧品が発売が開始された。伏見製薬所から当該化粧品メーカーへのカエダタンニンの販売は2019年12月時点までに3回を数え、今後も継続される見込みである。また、当該化粧品メーカー以外の国内外の化粧品メーカー、トイレットメーカーにおいてもカエダタンニンの採用に向けたサンプルの評価が進んでいる。

### 提携可能な製品・サービス内容

素材・部品製造、製品製造

### 製品・サービスのPRポイント

カエダタンニンは角質層におけるセラミドの分解を抑制するため、皮膚の保湿性を向上させ、結果的に小ジワや肌荒れを改善することができる。さらに、非常に強い抗酸化作用を持つことから、美白効果や肌のハリを維持する効果を期待することができる。即ち、化粧品素材としてカエダタンニンを使用することにより、肌の保湿や抗シワ、美白など、ほとんど全てのアンチエイジング効果を期待することができることから、化粧品メーカーにとっては、使用する原料の種類を減らすことが可能になり、化粧品のコスト削減や品質管理作業の軽減が期待できる。

### 今後の実用化・事業化の見通し

2019年12月、国内の化粧品メーカーからカエダタンニン配合化粧品が発売された。他の国内外の化粧品メーカー、トイレットメーカーにおいてもカエダタンニンの採用に向けた評価実験が進んでいる。化粧品の開発は年単位の時間を要するため、販売量は来年度後半あたりから伸びると予想している。また、広報活動としては、年間を通しての化粧品メーカー、トイレットメーカーへの訪問や、業界誌への記事



### <技術分野別の採択状況 (採択件数/申請件数)>

<b>10</b> / 30 採択率: 約3.0	<b>24</b> / 105 採択率: 約4.4	<b>61</b> / 113 採択率: 約1.9
<b>14</b> / 35 採択率: 約2.5	<b>28</b> / 68 採択率: 約2.4	<b>27</b> / 48 採択率: 約1.8
<b>35</b> / 68 採択率: 約1.9	<b>20</b> / 44 採択率: 約2.2	<b>47</b> / 107 採択率: 約2.3
<b>24</b> / 73 採択率: 約3.0	<b>37</b> / 111 採択率: 約3.0	<b>44</b> / 122 採択率: 約2.8

# 【ご案内】 中小企業基盤整備機構 関東本部の相談窓口について

## 「成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）」（旧：サポイン事業）に関する相談

**中小企業基盤整備機構 関東本部**に設置されているアドバイザーが、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）の申請書作成に関する相談、研究開発計画における技術面・事業化面の相談等を受け付けています。

相談を予約する際には、以下の点について検討・確認が済んでから予約を取ることを推奨します。

- 事業管理機関が決まっている
- 共同体の構成が固まっている
- 研究開発内容を具体化している
- Go-Tech事業の申請書（案）作成済である

中小機構 関東本部 Go-Tech事業

検索

中小機構 関東本部 相談窓口のページ

Go-Tech事業申請をお考えの方は、なるべくお早めにご相談ください。



## 【ご案内】 成長型中小企業等研究開発支援事業に関する情報

---

関東経済産業局 製造産業課 においても、  
本支援事業についてのお問合せを随時受け付けています。

(関東経済産業局ホームページにおける情報掲載場所)

トップページの「施策のご案内」

→ 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)

【Go-Techナビ】 <https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php>

関東経済産業局 産業部 製造産業課 Go-Tech担当

TEL : 048-600-0307

E-mail : [bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp](mailto:bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp)

URL : <http://www.kanto.meti.go.jp>

# ③ 物流効率化に向けた先進的な実証事業

商務・サービスグループ  
消費・流通政策課  
／物流企画室

## 令和5年度補正予算額 55億円

### 事業の内容

#### 事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

#### 事業概要

(1) 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。

(2) 自動配送ロボット導入促進実証事業

公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中堅企業1/2、中小企業2/3
- (2) 補助率：大企業・中堅企業1/3、中小企業2/3

### 成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

# 事業(1) 物流効率化のための設備投資支援～対象設備～

- 物流設備への投資効果を実証的に明らかにするため、**マテハン機器**や**標準的な物流資材**、**システム関連などのハード・ソフト経費をいずれも補助対象**とする。
- 対象となるのは**中堅・中小企業で荷主に該当する事業者**(詳細は公募要領参照)。  
※ 中堅企業=従業員数2,000人以下

## 入出荷

トラックローダー



フォークリフト(有人・無人)

パレタイザー・デパレタイザー



⋮

## 保管

物流資材、洗浄等附属設備



自動倉庫 (ビル式、パレット式)



保管ラック

⋮

## 運搬

コンベヤ

垂直搬送機

AMR (自律走行搬送ロボット)



AGV (無人搬送ロボット)

⋮



## 仕分け

自動・無人仕分け機



ピッキングシステム・ロボット

⋮



等

## システム投資

バース予約システム

倉庫管理システム

伝票電子化・物流EDI

AIカメラ・システム

RFID等自動検品システム

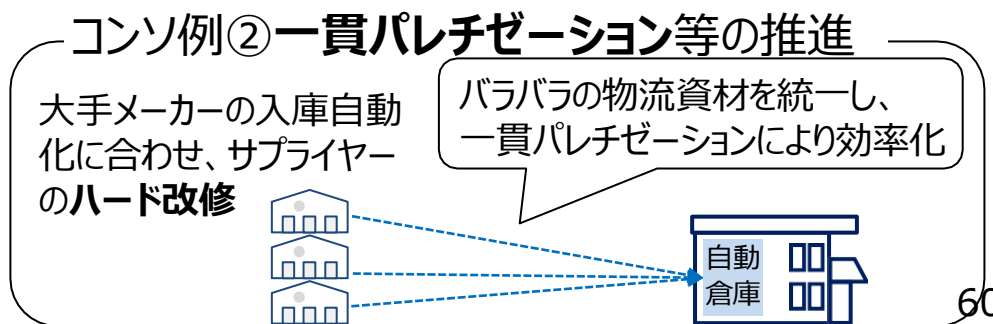
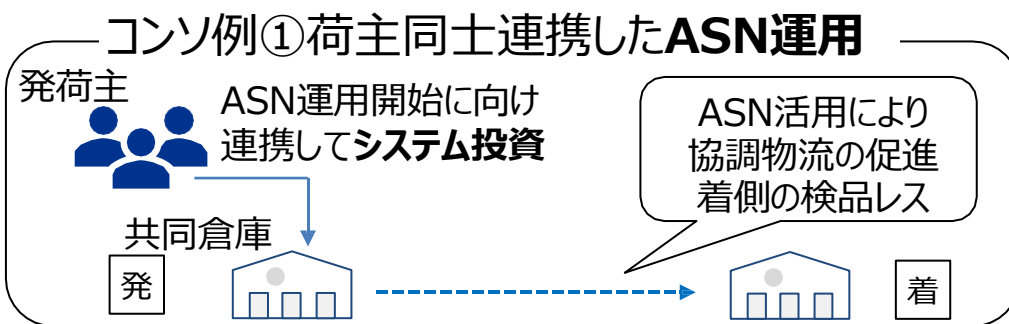
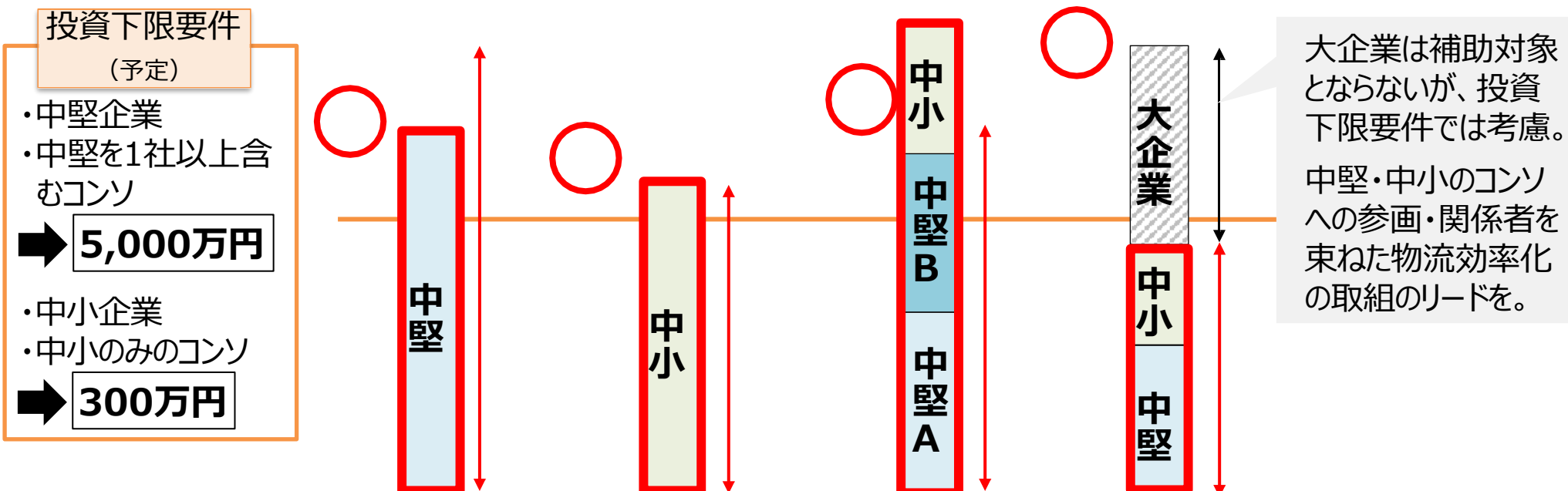
工程設計・BIシステム

積付管理システム

輸送マネジメントシステム

# 事業(1) 物流効率化のための設備投資支援～コンソーシアム形式～

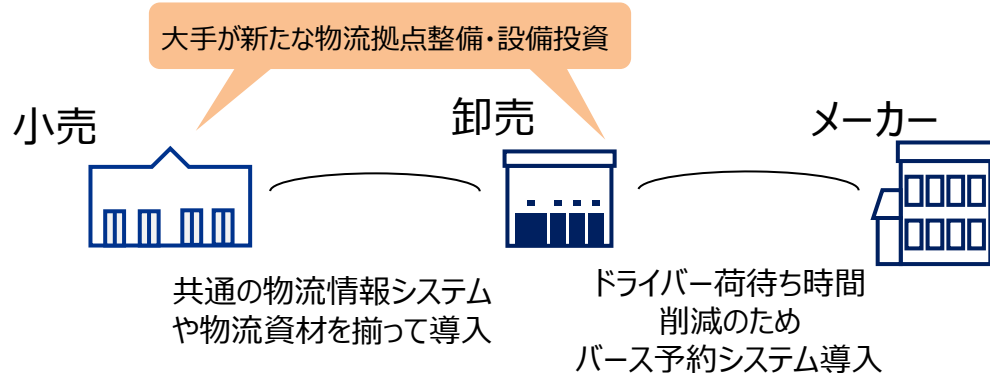
- **複数の企業によるコンソーシアム形式での共同申請も可能**。関連企業と一体となってハード・ソフトの物流設備への投資を行い、シナジー効果により、より高い物流効率化効果を期待。
- **投資金額の下限要件は、コンソ参加企業による投資額の合計で判断することとし、その際、補助対象外の大企業による投資金額も加算。**



# コンソーシアム形式の想定例

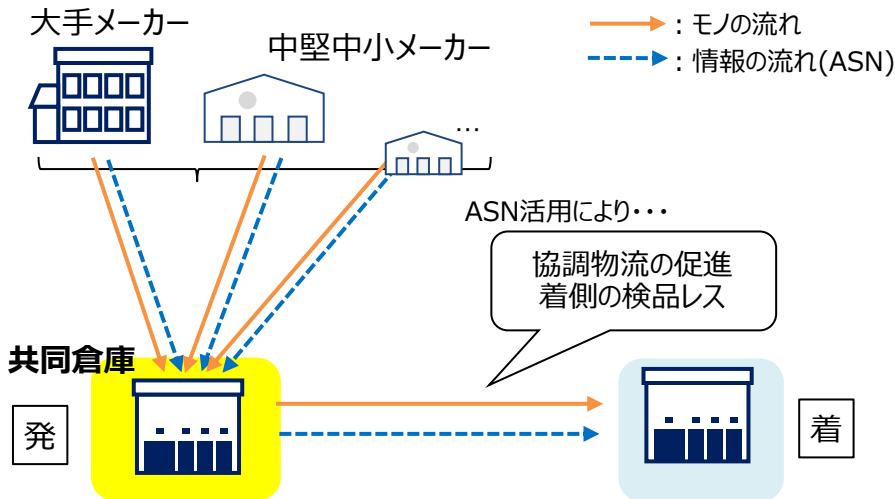
## 【例①】製・配・販の連携

- 卸や小売の地元の手が新たな物流拠点の整備等の設備投資を実施。
- その際、物流効率化のため、サプライチェーンの取引先が足並みをそろえて取り組む。



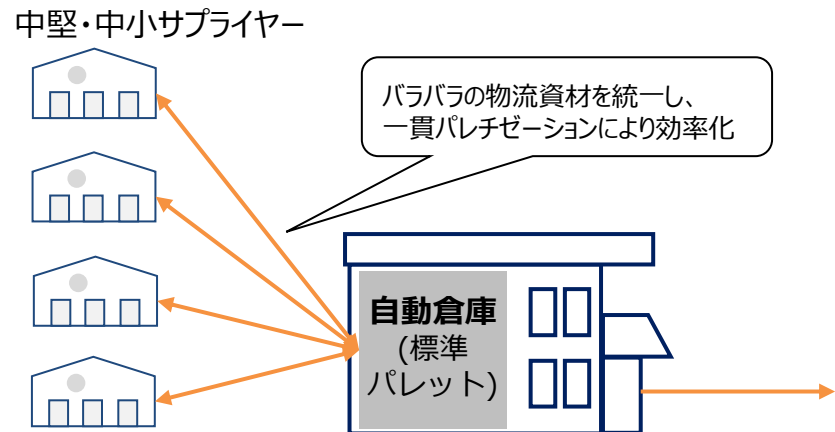
## 【例②】ASN活用

- 複数メーカーで共同倉庫を利用中。
- 事前出荷情報ASNを実装することにより、**拠点単位**で、より一層効率的な共同の配車組みや着側拠点における入荷検品作業の大幅な省力化が期待。
- 共同倉庫を利用している全メーカーがASN対応のシステム改修(～数千万円規模)を行う必要がある。



## 【例③】一貫パレチゼーション

- 原材料受入れエリアに**自動倉庫**を導入。
- その際、**業界標準パレット**を採用し、取引先の堅中小のサプライヤーにも協力を依頼。従来は、サプライヤー毎にバラバラの資材で納入が行われていたが、**統一化**のため、各サプライヤーにおいてパレタイザーの改造等の対応を実施。



# 事業（2）について（実証の内容と位置付け）

- 「サービス提供者」を対象とした補助事業であり、**10台など多数台を運用する大規模なサービス実証に要する経費の一部を補助**するもの。
- **実証に用いるロボットは「遠隔操作型小型車」に限定し、改正道路交通法に基づく届出制度下におけるサービスモデルを創出し、市場の確立を図る。**（現在、詳細な制度設計中）

## 物流効率化に向けた先進的な実証事業

【サービス検証支援】 R5年度補正予算

イメージ)



補助対象事業者 = サービス提供者

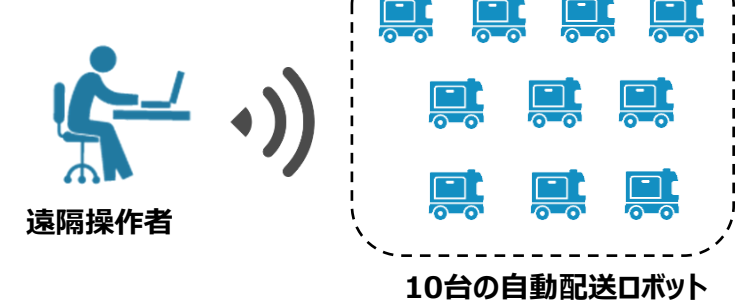
多数台を高稼働率で運用し  
いかに事業性を高めることが出来るか検証を実施  
(1人の操作者が同時に運用を行う台数は問わない)

地域内での効率的な多数台運用のためのサービスモデルを創出

## 革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

【技術開発】 R4～6年度当初予算

イメージ)



補助対象事業者 = メーカー・システムベンダー等

1人の操作者が10台程度を同時に  
運用可能な技術の開発

自動配送ロボットの社会実装、導入本格化に繋げる



# 2025年日本国際博覧会

略称「大阪・関西万博」 (登録博覧会)



大阪・関西万博公式キャラクター  
ミヤクミヤク ©Expo 2025

**名称** : 2025年日本国際博覧会  
(略称「大阪・関西万博」)

**会場** : 大阪 夢洲 (ゆめしま)

**開催期間** : 2025年4月13日 (日)  
~10月13日 (月)

**来場者数** : 約2,820万人 (想定)



画像提供:公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

▶ **テーマ**

## いのち輝く未来社会のデザイン

“Designing Future Society for Our Lives”

▶ **コンセプト**

未来社会の実験場 “People’s Living Lab”

▶ **サブテーマ**

- ▶ Saving Lives いのちを 救う
- ▶ Empowering Lives いのちに 力を与える
- ▶ Connecting Lives いのちをつなぐ

▶ **目標**

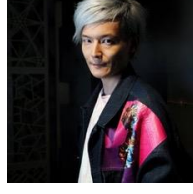
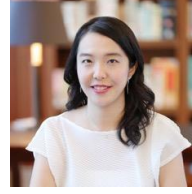
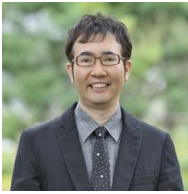
SDGsの達成、Society5.0実現

# 大阪・関西万博のパビリオン展示

## シグネチャー パビリオン

8名の  
プロデューサー  
によるテーマ館

各界で活躍する8人のプロデューサーによる魅力的パビリオン。  
それぞれ違った「いのち」をテーマに個性的な展示を展開。



いのちを知る	福岡 伸一	プロデューサー
いのちを育む	河森 正治	プロデューサー
いのちを守る	河瀬 直美	プロデューサー
いのちをつむぐ	小山 薫堂	プロデューサー
いのちを広げる	石黒 浩	プロデューサー
いのちを高める	中島 さち子	プロデューサー
いのちを磨く	落合 陽一	プロデューサー
いのちを響き合わせる	宮田 裕章	プロデューサー

## 国内企業 パビリオン

(契約締結)  
13  
企業・団体

- 飯田グループホールディングス株式会社
- 住友 EXPO2025推進委員会
- 特定非営利活動法人ゼリ・ジャパン
- 玉山デジタルテック株式会社
- 電気事業連合会
- 一般社団法人日本ガス協会
- 日本電信電話株式会社
- 株式会社バンダイナムコホールディングス
- 株式会社パソナグループ
- パナソニックホールディングス株式会社
- 三菱大阪・関西万博総合委員会
- 吉本興業ホールディングス株式会社
- 一般社団法人大阪外食産業協会

## 外国・ 国際機関 パビリオン

公式参加表明  
160カ国  
以上の機関

## 日本政府館 & ウーマンズ パビリオン

(政府館テーマ)  
いのちと、いのちの、  
あいだに  
(ウーマンズパビリオン)  
～ともに生き、  
ともに輝く未来へ～

## 大阪府・市 関西広域連合 パビリオン

(大阪ヘルスケアパビリオン)  
Nest for Reborn  
(関西パビリオン)  
関西各府県毎のパビリオン

## 未来社会 ショーケース



## 2025年 以降の 未来の 姿を表現



- ▶スマートモビリティ万博
- ▶デジタル万博
- ▶バーチャル万博
- ▶アート万博
- ▶グリーン万博
- ▶フューチャーライフ万博
  - ・未来の都市
  - ・未来の暮らし (食・文化・ヘルスケア)
  - ・TEAM EXPO パビリオン

## テーマ ウィーク 多彩な催事

## 1週間毎に 8つの テーマを 設定

催事など多くの  
行事をこの共  
通テーマの下に  
実施

期 間	テーマ
4/25(金)~5/6(火)	未来への文化共創
5/15(木)~5/26(月)	未来のコミュニティとモビリティ
6/5(木)~6/16(月)	食と暮らしの未来
6/20(金)~7/1(火)	健康とウェルビーイング
7/17(木)~7/28(月)	学びと遊び
8/1(金)~8/12(火)	平和と人権
9/17(水)~9/28(日)	地球の未来と生物多様性
10/2(木)~10/12(日)	SDGs+Beyondいのち輝く未来社会





# ①産業観光体験サイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」

万博プラス全国観光を推進するため、国内外の万博来場予定者に対して、万博のテーマに関連した日本各地の体験や過ごし方を提案し地域への訪問を促す「旅行商品」の紹介の機会が設けられる。

万博来場者が全国各地の旅行商品の検索から予約や決済までできる観光ポータルサイトが2024年4月に開設される予定で、そのサイトへの登録申請が1月より開始。

## (1) 掲載内容

- ・地域の魅力紹介ページ（スペシャルストーリー・動画）
- ・万博のテーマに関連した地域での体験や過ごし方を提案する旅行商品
- ・カレンダー機能を使った地域のイベント情報の紹介

## (2) 商品登録について

- ・システム使用料を設定予定。
- ・申請書を記載→ 審査→ 契約

## (3) サイト開設期間（予定）

2024年4月～2025年10月31日

## (4) 今後のスケジュール（予定）

- ・1月 商品・イベント登録を開始
- ・4月 WEBサイトオープン
- ・10月 申請〆切り

ティザーサイトをご参照ください。  
<https://www.expo2025travel.jp/>



## ②万博公式プログラムへの登録「TEAM EXPO 2025」

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現する取組（アクション）や、SDGsの達成に貢献する共創活動を「TEAM EXPO 2025」として登録することができます。

### TEAM EXPO 2025とは…

#### 共創チャレンジ



支援・創出

- ▶ **自らが描く未来の実現に向けたアクション**
- ▶ 個人・グループの活動を登録（2人以上）
- ▶ 活動例
  - ・産官学が連携し、**持続可能な地域づくりを目指す活動**
  - ・企業が**SDGs達成への貢献**の元に進める新規事業活動
  - ・未来の産業創出に向けた活動
  - ・その他、環境エネルギー、健康医療、観光など様々なテーマにおける活動

#### 共創パートナー



- ▶ **多様な共創チャレンジの創出・支援をする法人・団体**
- ▶ 参加団体  
民間企業（金融、メディア、教育、メーカー等）、団体、大学、国・自治体、社会起業家等
- ▶ 支援内容



人の支援



資金の支援



場・ものの支援



情報発信の支援

### TEAM EXPO 2025に登録すると…

- 万博会場内での発表の機会の提供
- 公式ウェブサイトの情報発信
- 専用のロゴマークが使用可能
- 登録者同士の交流会の機会

TEAM  
EXPO  
2025

さあ、あなたも

「TEAM EXPO 2025」プログラムに参加しよう。



TEAM EXPO

検索

※登録については、博覧会協会の専用ページからお申し込みください。  
<https://team.expo2025.or.jp/ja/apply>

# (参考) 内閣官房や文化庁の予算

## 教育・子ども

### ■ 全国での出前授業

### ■ 特別な支援が必要な子どもたちへの対応

### ■ こどもの意見表明の実現

### ■ 修学旅行等の促進

修学旅行・校外学習で万博を訪れていただけるよう、教育関係者、旅行事業者等に情報発信。利用しやすい学校団体割引料金も設定（小・中学生団体1,000円など）。

## 観光

### ■ 被災地復興の情報発信

東日本大震災という逆境から力強く立ち上がる被災地の姿を世界に発信すべく、震災の影響で失われていた食や伝統が再興している姿の発信、会場と被災地をつなぐツアー等を実施

### ■ 来場者の全国への誘客促進

万博のテーマに関連した観光商品等を発信、販売する観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」を博覧会協会で構築。

<スケジュール> 2024年4月から運用開始

### ■ 食文化の発信

### ■ 自治体の会場内参加の促進

会場内の催事等の参加に向けて、39府県、6政令指定都市、万博首長連合等が申込み中

## ビジネス・学術

### ■ テーマウィークの展開

### ■ 国際会議等（MICE）の誘致促進

## 国際交流

### ■ 万博国際交流プログラム

ナショナルデー等を活用し、全国自治体と万博参加国の子ども・若者等の海外交流を促進。R5年度は、全国の29自治体でモデル事業を実施。来年度の本格実施に向け、R5補正予算を活用し支援を強化。

<スケジュール>

R6年度事業分：2/1から計画受付開始

## 文化・スポーツ

### ■ 「日本博2.0」の展開

万博を通じた文化発信に向け、最高峰の文化資源を更に磨き上げる取組を支援。今年度は、委託型・補助型計48事業を採択。さらに、R5補正予算を活用し、自治体が行う万博の機運醸成に資する文化芸術事業を支援。

<スケジュール>

R6年度事業分（万博枠）：2/27まで募集受付

### ■ スポーツ交流の促進

## 地方創生

### ■ 万博を契機とした地方創生

R5補正予算を活用し、万博を契機に新たに行われる地方創生に資する取組について、デジタル田園都市国家構想交付金を通じて支援

<スケジュール>

R6年度事業分（万博枠）：1/26まで申請受付



# (参考) 入場券種・料金の一覧

- 博覧会協会が、2023年11月30日から入場券の前売り販売を開始。
- 公式販売Webサイト（<https://ticket.expo2025.or.jp/>）のほか、博覧会協会と契約した旅行代理店など販売事業者から購入可能。

項目	チケット名	概要	大人 (満 18 歳以上)	中人 (満 12-17 歳)	小人 (満 4-11 歳)	
前 売 チ ケ ッ ト	開幕券	4月13日から4月26日まで 1回入場可	4,000円	2,200円	1,000円	
	前期券	4月13日から7月18日まで 1回入場可	5,000円	3,000円	1,200円	
	一日券	超早割一日券 (23年11月30日～24年10月6日まで販売)	会期中いつでも1回入場可	6,000円	3,500円	1,500円
		早割一日券 (24年10月7日～25年4月12日まで販売)		6,700円	3,700円	1,700円
	夏パス	7月19日から8月31日まで 11時以降何度でも入場可	12,000円	7,000円	3,000円	
	通期パス	4月13日から10月3日まで 11時以降何度でも入場可	30,000円	17,000円	7,000円	
	特別割引券 (会期終了まで販売)	障がい者手帳等をお持ちの方及び 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1回入場可	3,700円	2,000円	1,000円	
会 期 中 販 売 チ ケ ッ ト	一日券	会期中いつでも1回入場可	7,500円	4,200円	1,800円	
	平日券	土日祝を除く 平日11時以降1回入場可	6,000円	3,500円	1,500円	
	夜間券	会期中いつでも 17時以降1回入場可	3,700円	2,000円	1,000円	

博覧会協会  
チケットサイト



※価格は税込です。※年齢は2025年4月1日時点の満年齢です。3歳以下の方は無料となります。※入場チケットは、電子チケットとなります。スマートフォンやパソコンから購入できます。また、旅行代理店や各種プレイガイドからも購入できます。※来場にあたっては来場日時予約が必要となります。※団体割引券については協会公式WEBサイトをご確認ください。

# RESASのビッグデータを活用してみませんか？

地域課題の特定



EBPMの実践



政策立案の  
ヒント収集



## RESASを使ってできること！

### ①人口課題の特定

- ✓ 自然増減 or 社会増減のいずれの影響をより大きく受けているかを捉え、改善すべき増減要因を把握
- ✓ 未婚率、有配偶出生率などを分析し、出生数増減の要因を把握
- ✓ 転入促進・転出抑止すべき世代や地域の把握

### ②産業課題の特定

- ✓ 付加価値、労働生産性や影響力・感応度分析などから、地域の牽引産業を把握し、優先的に応援すべき産業を特定
- ✓ 特化係数分析から、他地域に比べて稼ぐ力・労働力が集積している産業を把握
- ✓ 労働力が集まる地域から人材を補うヒントを収集

【お問い合わせ先】 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課  
 TEL : 048-600-0267 E-mail : [bzl-kanto-kikaku@meti.go.jp](mailto:bzl-kanto-kikaku@meti.go.jp)  
 HP : [https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kikaku/index\\_chiikikeizai.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kikaku/index_chiikikeizai.html)

出前講座の内容&申込方法は裏面へ！





Regional   Economy   Society   Analyzing   System

## 地域経済分析システム

地域経済分析システムRESASの  
利活用サイト

### RESAS Portal

### V-RESAS

新型コロナウイルス感染症が  
地域経済に与える影響の可視化

### RESAS 動画

### 地方創生★ 政策アイデア コンテスト 2023

2024.01.31 Updated

ニュース・イベント

関連サービス

2022.07.12 Updated

RESASとは・関連情報

## 地域経済分析システム (RESAS) マップ一覧

**1. 人口マップ**

- 1-1. 人口構成
- 1-2. 人口増減
- 1-3. 人口の自然増減
- 1-4. 人口の社会増減
- 1-5. 新卒者就職・進学
- 1-6. 将来人口推計
- 1-7. 人口メッシュ
- 1-8. 将来人口メッシュ

**2. 地域経済循環マップ**

- 2-1. 地域経済循環図
- 2-2. 生産分析
- 2-3. 分配分析
- 2-4. 支出分析

**3. 産業構造マップ**

## &lt;全産業&gt;

- 3-1-1. 全産業の構造
- 3-1-2. 稼働力分析
- 3-1-3. 企業数
- 3-1-4. 事業所数
- 3-1-5. 従業者数 (事業所単位)
- 3-1-6. 付加価値額 (企業単位)
- 3-1-7. 労働生産性 (企業単位)

## &lt;製造業&gt;

- 3-2-1. 製造業の構造
- 3-2-2. 製造業の比較
- 3-2-3. 製造品出荷額等

## &lt;小売・卸売業&gt;

- 3-3-1. 商業の構造
- 3-3-2. 商業の比較
- 3-3-3. 年間商品販売額

## &lt;農業&gt;

- 3-4-1. 農業の構造
- 3-4-2. 農業産出額
- 3-4-3. 農地分析
- 3-4-4. 農業者分析

## &lt;林業&gt;

- 3-5-1. 林業総収入
- 3-5-2. 山林分析
- 3-5-3. 林業者分析

## &lt;水産業&gt;

- 3-6-1. 海面漁獲物等販売金額
- 3-6-2. 海面漁船・養殖面積等分析
- 3-6-3. 海面漁業者分析
- 3-6-4. 内水面漁獲物等販売金額
- 3-6-5. 内水面漁船・養殖面積等分析
- 3-6-6. 内水面漁業者分析

## &lt;雇用&gt;

- 3-7-1. 一人当たり賃金
- 3-7-2. 有効求人倍率
- 3-7-3. 求人・求職者構造分析
- 3-7-4. 求人情報の比較

## &lt;エネルギー&gt;

- 3-8. エネルギー消費分析

**4. 企業活動マップ**

## &lt;企業情報&gt;

- 4-1-1. 表彰・補助金採択
- 4-1-2. 創業比率
- 4-1-3. 黒字赤字企業比率
- 4-1-4. 中小・小規模企業財務比較

## &lt;海外取引&gt;

- 4-2-1. 海外への企業進出動向
- 4-2-2. 輸出入取引
- 4-2-3. 企業の海外取引額分析

## &lt;研究開発&gt;

- 4-3-1. 研究開発費の比較
- 4-3-2. 特許分布図

**5. 消費マップ**

- 5-1. 消費の傾向 (POSデータ)
- 5-2. From-to分析 (POSデータ)
- 5-3. 外国人消費の比較 (クレジットカード)
- 5-4. 外国人消費の構造 (クレジットカード)
- 5-5. 外国人消費の比較 (免税取引)
- 5-6. 外国人消費の構造 (免税取引)

- 5-7. キャッシュレス加盟店数 (ポイント還元事業)
- 5-8. キャッシュレス決済データ (ポイント還元事業)

**6. 観光マップ**

- 6-1. 目的地分析
- 6-2. From-to分析 (宿泊者)
- 6-3. 宿泊施設
- 6-4. 外国人訪問分析
- 6-5. 外国人滞在分析
- 6-6. 外国人メッシュ
- 6-7. 外国人入出国空港分析
- 6-8. 外国人移動相関分析
- 6-9. 外国人経路分析

**7. まちづくりマップ**

- 7-1. From-to分析 (滞在人口)
- 7-2. 滞在人口率
- 7-3. 通勤通学人口
- 7-4. 流動人口メッシュ
- 7-5. 建物利用状況
- 7-6. 事業所立地動向
- 7-7. 不動産取引
- 7-8. 近距離移動時間分析
- 7-9. 国内移動時間分析
- 7-10. 社会教育施設・講座利用状況
- 7-11. 都市構造の分析 (人口動向)

**8. 医療・福祉マップ**

- 8-1. 医療需給
- 8-2. 介護需給

**9. 地方財政マップ**

- 9-1. 自治体財政状況の比較
- 9-2. 一人当たり地方税
- 9-3. 一人当たり市町村民税法人分
- 9-4. 一人当たり固定資産税

## 凡例

赤字 : 2023年12月21日データ更新メニュー

関東経済産業局は初めてRESASに触れる方やデータ活用を学びたい方に向けて出前講座を行っています



## 出前講座概要

### 講座内容

- ・ RESAS操作方法
- ・ データ解説、活用の方法について
- ・ EBPMの実践について

### 形式

- ・ 聴講によるスクール形式
- ・ 政策立案を体験するワークショップ形式

### 開催場所

- ・ 任意の会場 or オンライン

### 所要時間

- ・ 1～2時間(研修の内容により変動)

※ 職員派遣に係る交通費・謝金は無料です。  
※ 営利目的のイベント等への講師派遣はいたしかねます。



## 申込方法

**宛先**      bzl-kanto-kikaku@meti.go.jp

**件名**      RESAS出前講座申込

### 本文

メール記載例を参考に  
お申し込みください

- ① 貴団体名
- ② 担当者様のご所属
- ③ 担当者様のお役職
- ④ 担当者様のご氏名
- ⑤ T E L
- ⑥ メールアドレス
- ⑦ 参加人数 (予定)
- ⑧ 第1希望日 (午前・午後)
- ⑨ 第2希望日 (午前・午後)
- ⑩ 第3希望日 (午前・午後)
- ⑪ 開催場所 (予定)
- ⑫ 備考 (お伝えしたいこと 等)



RESAS HP



# お問い合わせ先

- 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課
- TEL : 048 - 600 - 0272
- 住所 : 埼玉県さいたま市中央区新都心1 - 1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階
- 担当者 : 岩田 iwata-yoshihiro@meti.go.jp  
篠田 shinoda-yuki@meti.go.jp



## ■ 関東経済産業局HP

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

## ■ 関連サイト :

- 経済産業省の令和5年度経済産業政策の重点、予算等に関するページ  
[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2023/index.html](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/index.html)
- 経済産業省の令和6年度経済産業政策の重点、予算等に関するページ  
<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/index.html>
- 経済産業省 公募情報  
<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>
- 関東経済産業局 補助金・委託費  
<http://www.kanto.meti.go.jp/chotatsu/hojyokin/index.html>
- 関東経済産業局 RESASに関するページ  
[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kikaku/index\\_chiikikeizai.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/kikaku/index_chiikikeizai.html)
- 中小企業基盤整備機構「支援策情報ヘッドライン」  
<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>
- 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」  
<https://mirasapo-plus.go.jp/>
- 関東経済産業局公式note 施策情報等をビジュアルとストーリーで発信中！  
<https://kanto-meti-gov.note.jp/>



関東局HP



関東局note